

です。

○近藤信一君 私は三木通産大臣の手腕というものは高く評価しておるわけなんです、それは石橋内閣、さらに池田内閣、佐藤内閣には三木通産大臣は重要な役割を演じてこられたことも周知の事実であります、行政指導がいろいろと弊害を起しておるといふことは、これはいま大臣も言われましたように、特に国際競争力を強めなきゃならぬということで、自動車、さらに粗鋼の操縦、繊維の行政指導の問題、いろいろあるわけです。また繊維関係につきましては、あとで大矢委員からいろいろと御質問があらうと思つて、この粗鋼の操縦の場合でも新聞等ではいろいろと言われておつた。特にその手腕の高い三木通産大臣は、このごろちょっと落ちたんじやないか、いわゆる粗鋼のときに、住友金属の問題でこれがいふところの問題をかもしました。そのときにある人は、佐藤大臣で三木次官じやないかというような酷評までされたことが新聞にも出ておりました。いろいろとそういうことで自動車の問題にいたしまして、粗鋼の問題にいたしまして、相手方、いわゆる業者間においてはなかなか通産省の思うとおりには私はいつていないと思う。特に行政指導で企業を合併をさせるというようなきには、一体何を考へてやられるのか、ただ過当競争であり、国際競争力を強めなきゃならぬというだけで企業だけを合併する、これだけでは私はいけないと思つて、やはり企業の合併といふことになりまして、そこに働く多くの従業員の問題も總括して私はいくべきじやないかといふふうな思ふのですが、一体現在通産省がやっておられる行政指導に対して、そこまですで十分に考へて事を進めておられるのかどうか、この点いかがですか。

○国務大臣(三木武夫君) これはやはり合併などをして、労働組合両方がいろいろな所属を異にする場合が多いわけでしょうから、そういうことで、円満に労働組合間の協調がとられなければならぬ、これは生産にも影響するわけです。した

が、この日産・プリンスの場合も、このこと

によつて両方が不利な条件にならないという前提のもとに合併が行なわれたと思つて、しかし通産行政が労働組合の問題に深入りすることは私はよくないと考へる。これはそこまで深入りしてきますと、非常にやはり深入りし過ぎるのではないかと。したがって、そういうことも含めて、両方に組合がある、組合同士が、しかもそれが全体として長い目で見れば、今度の合併によつて合併された会社といふものは強力な会社になつて、長い目で見れば労働条件といふものはよくなつていくわけですから、合併したその時点においてはいろいろな言い分はあるでしょう、それをやればり克服するだけの労働組合といふものがおとなにならなければならぬ。それはやはり望みのない斜陽産業の場合はいふところあります。しかしこれから伸びていく、世界の市場において最も競争力を持つています自動車工業といふ望みのある職場に働いておられるんですから、そういう労働組合が、時点においていろいろの問題はありましようが、それを乗り越えて、そして一致してやってくれることを期待してあるので、われわれが労働組合の中に入つていつていろいろやるということとは、そこまでは通産行政としてはやるべきではないといふ考へてございまして、深入りはしてないのでございまして。

○近藤信一君 合併の場合には労働組合、いわゆる従業員のことで深く立ち入つて問題を運んでいくわけではない、それは企業が伸びていくことによつて徐々に解決されていくことだといふ大臣は言われましたけれども、それは長い目で見ればそういうことが言われるかもしれません。しかし、いま当面している問題として、合併でいろいろと起こつてくる問題は、従業員対従業員の問題、言いかえれば労働組合対労働組合といふ問題がいろいろとこに発生してくるわけなんです。現に日産とプリンスとの合併の問題に對しまして、いろいろそこ問題が起こつて、たとへば不当労働行為の問題、われわれが考へてみて不当労働行為であらうと、こう考へられる点などが発生しておるわけなんです。このことについて大臣は御存じですか。

○国務大臣(三木武夫君) 私聞いておるのは、東京都労委に対して提訴されておるといふことは聞いております。まだその結果についてはよく聞いていない、提訴されたという事実ははつきり知つております。

○樺葉夫君 三木さん言われるように、国際競争において力をつけるために一定の水準にまで企業の合併を進めていく必要がある、そういうことは私も同じ考へなんです、通産省が日産とプリンスの合併の問題について深入りしてないと言われまうけれども、特振法が出ましたときに、私もこれは特殊鋼であるとか、あるいは自動車であるとかいふような限られた業種にだけ国の力で援助をしていくという問題もあつて、批判的な立場をとつてはいたしましたが、特に業界のほうにも強い反対がありまして、それでついには特振法は日の目を見ることのできなかつた経緯がございまして。それが日産とプリンスの合併の問題については、昨年の五月三十一日以前の通産大臣のあつせんによつて合併が成立の運びになつたのであります。ですから通産省は、企業の主導権にまかしておくべきものであつて、それあまりくばしを入れちゃいかぬと言われているけれども、日産・プリンスの合併問題に果たした通産省の行政指導の役割りといふものは大きかつた、これは大きいのであります。ところが、この合併条件を後ほど局長さんでも出してもらいたいと思つて、いろいろですが、あつせんをされた、そして合併ができた。ところが、これを通産省と、労働者不在の合併なんです、労働者不在です。不当労働行為の問題は、これは地労委なり中労委でいずれ審問が進むと思ひますが、現在の労働条件、賃金、合併した会社によつて保障されるべきであるかどうかがいふところが、当然合併の条件の中には私は落としちゃいかぬ、こう思つておるのです。これは労政局長もおいでになります、通産

大臣としても、現在の労働条件とか、あるいは賃金、退職手当、あるいは企業内における労働組合活動といふようなものが全然問題にならないで、資本として株式と設備だけが一緒になればいいといふものでは、通産行政の立場からいって、あつちやならぬと思つておるわけなんです。通産省としてはあまり労働条件のことなどに深入りしたくなかつた。それなら政府としては、労働者のサビスを担当される労働省も一緒にこの相談に乗つて、労働者の待遇といふものが企業合併によつて侵害される、あるいは保障されないといふようなことのないようにしていく必要がやっぱりあると思ふ。通産大臣、それから労働省、御見解を聞きたいと思ひます。

○国務大臣(三木武夫君) 両方が合併のときに了解事項として合併委員会、格さんも御承知のように、そこで労働条件も含めていろいろな問題を合併委員会が検討しようといふことになつて、そしていま検討が進められておるものだと思います。やはりあつた場合には、組合も所屬が違ふのですから、やっぱりやつかない問題があると思ひます。実際問題として、そういうことだけれども、しかし労働組合の人たちが合併合併といつて、それがおそれ日本で一番大きな会社にならうといふ、将来に大きな望みを持つておる一つの体制ができるのですから、それくらいはやはり解決できるのではないかと、具体的にいろいろ労働条件が違ふでしようが、それを乗り越えて、合併委員会では解決されるものという期待をしておるので、われわれが中に入つてそういう合併委員会の労働条件で、こゝでわれわれが中に入つてやるということはいいたしておらない。だからこれが円満に話がついて、みな経営者ばかりじやなしに、労働組合も喜んで働けるような条件をつくり上げてもらいたいといふことを期待しておるわけでございます。

○政府委員(三治重信君) いま会社合併の場合に、また、ことに政府が勧奨といふますか奨励、行政指導で合併するような場合に、労働条件までよ

く話して一緒にやっただけという御意見だと思
います。この日産とプリンスとの合併の場合に
ついては、労働省には事前に、あるいは合併をさ
れるについてのそういうことについて別に御相談
もないし、会社の方から別、また組合の方
からも別に御相談はなかったもので、しかもこ
れは発表されてから合併にいくまで相当長期の期
間がある。そうすれば当然その間に会社同士、組
合同士それぞれ話し合いが行なわれるものとい
ふに思っておりまして、労働省といいたしまし
て、別にこれがそういう深い問題になるとい
うには認識していません。先ほどから申し上げるに、政府の
行政指導によって両者の合併が行なわれた、こ
れはもう間違いない。ところが、通産大臣は会社
が合併して大きくなるのだから、待遇のことなど
がそろ明らかならぬでも、そのぐらいのことは
つしんぼうしたらいじやないというふうな話で
すけれども、労働者にとっては会社が合併して大
きくなるというよりはむしろ、合併して一つで
しょうけれども、現在日産とプリンスの合併を
すれば、一月四千円からの収入がプリンスのほう
が高いといわれておる。そこでその高いといわれ
ておる給料を合併後の会社において保障してもら
えるかというのを労働組合らしく会社に話をし
ておるわけなんです。ところが、昨年の五月三十
一日以来、合併委員会は進んでおるのしょうけ
れども、何らそれに対して明確な回答を与えてい
ない、与えようとしません。一体退職手当は制度が
あるのですけれども、今度日産がプリンスを吸収
合併する場合に、プリンスで働いておった八千人
の労働者の退職手当というものは合併のときに支
払ってもらえるものだろうか、合併した新会社が
これを継承するものだろうかというふうなことは、
非常にこれは大きなやっばり労働者にとっては関
心事です。そういうことを解決しないで、安心
を与えないで合併がかりにできたとして、この会
社は通産省、政府が期待されるような生産が上
がるとお考えになりますか、私は上がらないと思

う。したがって、その労働条件のことについては
干渉しないといわれますけれども、いままでも半年
以上を経過しておりますのに、プリンスの経営者
もこれを従業員に対して明らかにしていない。こ
れもまた二対一の条件で吸収しようとしている。
日産もこれを明らかにしようとしていない。そこ
に労働不安というものがいまだあるわけでありま
す。私は合併を最初にあつせんをされた政府とし
ては、この労働不安を解消するような指導を行な
われて、労使関係というものが円満におさま
って、企業の合併ができて、初めて生産体制の水
準の引き上げということになるのであって、この問
題を忘れて、それを放任しておいて、いたずらに
資本の統合だけをやって通産省の期待される
企業合併にはならぬ。今後の御方針をひとつ聞
きたい。

○国務大臣(三木武夫) これは椿さんの言われ
るのとおりだと思います。労働組合が円満に話し合
いがつくというのを期待しますが、御方
針といわれても、合併委員会というのできて、
そして労働組合の代表者がこれぐらいの問題とい
うものは話し合って解決されなきゃならぬと思
いますね、労働組合は。一々政府が——この合併の
問題の場合でも行政指導という形でやったので
すが、これは両方に意思があつたからです。通産
省もあつたんですが、しかし、両方の意思
があつて、それは好ましいことだからということ
でしたので、あまり役所が合併後の条件まで、退
職金の問題、賃金の問題とこういう問題に入つて
いきますと、それはいい場合もあるけれども、弊
害の面も非常にあります。やっばり労働組合は自分
たちの問題で、両方とも組合がおるのですから、
日産もプリンスのほうも組合同士でそれぐらいの
やっばり共通の立場を持って、そうして話し合
って解決するといふぐらゐの——労働組合だつてそ
れぐらゐのむろん能力も持つておるし、だからこ
の問題といふものは、実質的に私は解決できるも
のだと、皆があまり立場にとらわれないで話をす
れば、この問題は解決できるものだというふう

見ておるので、私どもがいまの段階で入っていつ
て、これをあつせんするといふ考えは持つていな
いのであります。

○樺葉夫 労働局長は相談がなかったと、こ
う言われるんですが、どうですか。労働組合が要求
しても、合併後の会社において現在条件を明らかに
しない。お前ら黙つてついていこうというふうな
ことが行なわれておる、現に。こういうのを不当
労働行為といふのじゃないですか。ちよつと御見
解を聞きます。

○政府委員(三治重信君) 一般に会社の合併の場
合に、被合併会社とその当該従業員組合との労働
契約または労働協約は、特別の約束がない限り、
事前に約束がない限り、これは全面的に合併され
る会社にそのまま移譲されるわけですから、そこ
に労働関係と申しますか、労働条件についてのそ
ういふ法律上の権利義務関係は、合併による自然
的な変更といふものはないといふふうに解釈して
おります。

○樺葉夫 ちよつとだめを押して伺いますが、
賃金がきまつていて、退職手当もちゃんとしまつ
ていて、この会社が他の企業と合併をする、合併
ができるまでに何ら条件について変更の申し入れ
をしていない場合には、当然その条件といふもの
は新会社に引き継がれるものと理解する、こ
ういふ御見解ですか、労働省は。

○政府委員(三治重信君) ええ、そのとおりで
ございます。

○樺葉夫 特別にそれでは取り消しとか、引き
下げとかいうような申し入れ、それからその結果
の協定といふものができない限り、現在の権利と
いふものは保証されておると解してよろしくご
ざいますか。

○政府委員(三治重信君) その被合併会社と労働
者との間の労働契約、あるいは労働協約といふも
のが、その合併の前に特別な約定といふか、合併
についての特別な変更といふような申し合ひが
ない限りについては、合併会社になつても、その
被合併会社と従業員との間の労働協約、労働契約

といふものについての効力といふものは変更はな
い。

○樺葉夫 わかりました。変更はない、新会社
が引き継ぐべきものであると労働省は解する。

そこで、そのことをさらに確定しておきたい
ために、合併の前に労働組合が団体交渉を申し入
れて、それを拒否するといふことは、労働法上どう
いうことになりましかうか。ちよつとこの機会に
教えていただきたい。

○政府委員(三治重信君) その団体の申し入れを
拒否するといふ、その場合の団体の申し入れとい
うのは、おそらく先生の意味されることは、従
来の労働条件なり労働協約といふものを新しい会
社が全部確かに引き継いでくれるように、その経
営者は大丈夫だといふことを確認するために団
交を申し入れる、それを拒否すれば不当労働行為
になるかどうかということでございますね。

○樺葉夫 そうです。

○政府委員(三治重信君) まあその確認なこと
が団体交渉事項になるかどうかという問題はさて
おきまして、やはり会社のほうから、特別にそ
ういふ条件なり何かについて組合側に提案したり何
かするようないかなる意思表示をした、それにつ
いて団体交渉を申し入れるといふような場合のこと
は、しかし、それはまだ会社のほうとして一応見
解はあつても、まだ団交の時期じゃないといふ
ような拒否の場合と、ただ単に確認という場合には、
その条件が、ほんとうの法律上になると、いろ
いろニュアンスがあると思ひます。一般的にまあ
そういう場合に拒否すべきではないでしよし、そ
れがすぐ不当労働行為になるかどうかという問題
になると、これはやはり労働委員会のこころいふ
不当労働行為についてのいろいろ事例もあれわれ研
究してみたのですが、なかなかそういう問題につ
いて、具体的に過去労働委員会ですういふ問題を
取り扱つて、こうだといふふうな判定した記録が
実際上ないものですから、しかも、現在いまの先
生のお尋ねの問題は、実際都労委に出ている提訴
事件と必ずしも合つていふこととは思ひませんけ

れども、そういう問題もおそらく含めて、全般的に不当労働行為でいまだ都労委にかかっておりますので、ここではわれわれとして、従来の慣例から言って、役所側が不当労働行為の問題について、該当するとかしないとかいうふうなことを言わない慣例になっておまして、まあ都労委のその事実認定というものにいましばらくまかしたい、こういうふうに考えます。

○樺葉夫君 この問題はいずれまた機会を見てなしたいと思いますが、通産大臣にお尋ねをいたします。これからこの企業の合併を、自由化に伴って国際競争力をつける、そのためには一定水準にまでその規模を引き上げる必要があるということでもやられるわけですが、いま自動車がある。繊維のほうでも進んでいる。鉄鋼もどうもそういう傾向が見られる、工作機械にもほちほちそういうなが出てくるように思いますが、どの程度の業種にいま通産省は企業合併といいますが、合同の指導を行なうとしておられるのか、業種別に、大体的な目安などを示していただきたいと思います。

○国務大臣(三木武夫君) これは非常にむずかしい御質問で、こちらのプログラムをもって合併さそうというのではないので、業界自体の動きというものが、これが最初の出発点になるわけでありますから、業界自体も鋭敏に国際競争の状況など、あるいは国内の競争条件、いろいろなものを頭に入れて、一番の責任を持つものは企業自体です。それから、いろいろ考えておる。そういうものがいろいろ御指摘のような業種にも、繊維などにおいては始まっているわけでありまして、したがって、こちらのほうがちゃんともうこういふものはこの程度というふうな計画をもって推進さすという、そこまでの行政指導は考えていない。やはり業界自体の発意によってそういうものが生まれてきたときに、通産省としては、合併が国際競争力強化に役立てられるように、できるだけこれに對していろいろなあつせんを行なうという立場で、先へこつちが予定表を持っておって押し込め

ていくという考えではないのであります。○樺葉夫君 大蔵省銀行局長においでいただきましたが、いま通産大臣のお話では、もう自主的に企業がやっていくのが先行すべきものであつて、あまり深入りすべきものじゃないということなんですが、この体制金融のながら過年度を進んでおるわけなんです、この業種ですね、どういふ業種には四十年度どの程度の融資措置を考へるか、これを合はせるところなる、それを年度別に、来年度ももうすでにできておるわけだから、業種別に体制金融の全貌をひとつ明らかにしていただきたい。

○政府委員(佐竹浩君) お答え申し上げます。開発銀行の資金の運用につきましては、先生御承知のように、毎年「政府資金の産業設備に関する運用基本方針」といふものが閣議の決定を経まして、これに基づいてそれぞれの機関の運用の方針を示しておるわけでありまして、その閣議決定によりまして、昭和四十年度におきますところのこの体制金融の項目といたしましては、「国内産業体制の整備」といふことで、「国際競争環境の変化に即応しつつ、産業構造の高度化を促進するため、産業体制を整備して早急に国際競争力を強化する必要がある石油化学工業、乗用車工業及び特殊鋼工業について、産業活動の効率化に資する工事を推進する。」、このように示されておるわけでございます。特に乗用車につきましては、なお、乗用車工業については量産体制を早急に確立して生産の相当部分を輸出に向け得ると期待し得るもの、もしくは合併提携を行なつて量産体制の効果を期待し得る企業、こういうものを対象とするということになっておるわけでございます。

そこで、先生お尋ねの開銀におきますところの融資計画でございますけれども、これは大体三十八年度ごろからあらわれ始めたものでございまして、三十八年度におきましては総額四十億円の計画でございます。これに對しましてその内訳でございますが、まず、乗用車工業に對して十五億、それから石油化学に對して同じく十五億、それから特

殊鋼につき十億という計画をもつて発足いたしましたわけでございますけれども、実行におきまして乗用車工業はゼロでございます。これは当時融資実行が行なわれておりません。次に石油化学は計画どおり十五億円実行済み、それから特殊鋼がまた同じく十億円計画どおり貸し付けが行なわれまして、次に三十九年度に入りまして、計画が総額六十億円計上されました。その内訳は乗用車について二十五億円、石油化学につき二十五億円、特殊鋼で十億円ということでございますが、その実績は総計三十五億円でございました。その内訳は乗用車工業についてはゼロ、融資実行されず、石油化学につきましては二十五億計画どおり、特殊鋼が同じく十億、計画どおり実行されました。そこで四十年度でございます。これは当初計画におきまして五十億円の計上を見ております。その内訳は乗用車についてはございせん。石油化学四十億円、特殊鋼十億円、つまり計五十億、こういうことで発足をいたしましたわけでございますが、当年度をそろそろ年度末に近づいてまいりましたが、大体この石油化学並びに特殊鋼につきましては、ほぼ計画どおりの実行が行なわれるのではな

かろうかというふうに見られておりますが、乗用車工業につきましては、目下のところ全く何もきまつておりません。したがって、あるいはこれも三十八、三十九年度に引き続いて四十年度においても実行を見ぬまま終わるのではなからうかとも思われますけれども、現在は融資実績は全くございせん。次に四十一年度の計画でございますけれども、これにつきましては、総額七十五億円というところが定められておるのでございますが、ただその三業種の業種別の内訳については目下定められておりません。これにつきましては、今後体制整備の進捗状況でございますとか、資金供給の実情等十分勘案をいたしまして、開発銀行が通産省等関係各府庁と協議しながら、その内訳も定め、効率的な運用をはかつてまいらう、かような予定になつておるわけでございます。

○樺葉夫君 三十八年度から体制金融の制度が採用されておる。特定産業振興法が国会に出されて廃案になりました。大体そのころからですね、一致している。法律は通らなかつたけれども、実際に目標にしたほうは、ちゃんとこういふふうな金の裏づけをやつてどんどん行政指導をやつていける。これは特定産業振興法が通つてこれがものを言う段階に達した。それが法律だけ流れてしまつて政府もあきらめておられる、今度あたりは出ていない。それにこう実際にやつておられることは、法律があろうがなからうがやつておられるというのが三木さん現状ですよ。これは国会無視といひますか、それとも役人がちよつと走り過ぎていふという感じをあなたお持ちになりませんか。

それから銀行局長、乗用車のほうは十五億、二十五億といふも毎年余つてきておつたようですが、これは三十八年度分で十五億余つた、三十九年度で二十五億余つた、それがずつと四十年度に蓄積されて、四十年度から何があるとするれば、三十八年度分の余つた十五億も貸し出すことができるというしけになつておるのですか。

○政府委員(佐竹浩君) 御指摘のように、繰り越している形で合せて四十億といふものを持ち越されている。したがって、現在自動車工業向けのいわばワックといたしましては四十億円があるというふうにお考えをいただいてけっこうでございます。○近藤信一君 労働問題についていま樺葉委員からいろいろと御質問がございましたが、もう一つ合併による弊害があることは、たとえ日産とプリンスとが合併いたしました後に、その合併されたプリンスのいわゆる下請企業系列、これに對するところの措置といふものが非常にまたむずかしいんじゃないかと思ふのです。現在プリンスの系列で九十社ほどあると思ふのですが、そのうち合併されて実際に日産のほうでよろしいと返事をいたしましたのは機械関係で九社のみである。そういたしますと、他の残りました残余の下請企業といふものは、直接下請でなくて再下請で今後ひとつやつてもらいたい、こういうふうな通達があ

るやに私聞いています。また合併当時には、これは現在のプリンスの車種の生産というものは行なわれておりましたので、この残りしました九社というものは強力でやっていたのでございまして。しかし、これがだんだんとプリンスの車種が目産でやられないようになった場合に、今度は日産の車種一辺倒になって生産が行なわれた場合に、そのときには従来の車種と違つて残つた九社の下請もこれは日産の自動車関係には合わないということ、再び直接下請から切られるような心配があると思うのですが、この点について何らかの対策というものを通産省として講じておられるのかどうか。またそういう事実があるかどうか、お尋ねいたします。

○政府委員(川出千速君) 下請工場の問題につきましては、合併当時の両社の基本方針といたしまして、抽象的ではございますが、協力工場の商権を尊重してまいりたい、そのための配慮をいたしたいという方針が発表されておる次第でございます。なお、自動車工業は、アッセンブル産業ともいわれておりまして、下請企業を非常にたくさんかかえておるわけでございます。プリンスの場合、私の聞いておりますのは、三百社をこえておると聞いております。日産の場合も二百をこえておるといふふうに、非常にたくさんさんの部品企業を傘下におつておるわけでございます。自動車工業を国際競争力をつけていかなければならぬのは、実はこの下請企業の問題も含めて考えておるわけでございます。アッセンブル企業であるシャシー・メーカーが弱つてきますと、下請も同じ運命をたどるわけでございます。その点体制整備を自動車工業について通産省が要望しましたのも、そういう大きな中小企業問題を含んでおるからでございます。先ほど大臣も申し上げましたように、自動車工業は伸びていく産業でございますので、この両社の合同によりまして両方の下請企業の調整の問題、これは非常にむずかしい問題でございますけれども、そういうふうな伸びていく産業でございますので、そういう好ましい環境を

できるだけ活用して、相当時間をかけて調整をしていかなければならぬというふうに考えておる次第でございます。

具体的問題といたしましては、両社に共通している企業もかなりあるかと思ひます。また、両社に共通してない下請企業もあるわけでございます。問題は、共通してない下請企業をどういうふうな調整していくかということが非常にむずかしい問題でございます。どちらかといふと、プリンス自動車の下請企業には、比較的規模の小さいものが多いように聞いておるわけでございます。したがって、プリンス自動車工業の下請企業の調整の問題につきましても、商権尊重ということを基本方針にいたしまして、そしてグループ化をはかつていく。協同組合をつくつておるものも出てきておるそうでございます。そうして発注の場合に窓口を一本化して、共同受注をするというふうな方向で、プリンス自動車は現在検討をしておるといふふうに聞いておりますが、いま先生の御指摘になりました九社云々の問題、実は私きょう初めてここで伺ひしましたものでございまして、何とも御答弁しようがございせん。大体そういうふうな方向でやつておるといふふうに聞いております。

○近藤信一君 局長の答弁では、下請の企業の商権というものを尊重していく、こういうことでございすけれども、私は昨日本委員会でも若干この点について質問したと思うのですが、いま伸びていく自動車産業であるから、それを強力な体制を整えていかなければならぬ。そのためにはやはり何といひましても、下請企業に対するところの合理化政策というものがとられることは当然だと思ひます。下請企業に対して合理化政策がとられてくる、たとえば、私が昨年だったか、質問いたしましたように、まず下請企業の設備の問題からやれといふような指示もあるわけなんです。せっかく設備を改善して、さあこれで仕事はくるだろうといふて待つておると、なかなか自動車の車種というものは次々と変わつていきますか

ら、従来のあれとまた変わつていく。そうすると、また変えていかなければならぬ。それに対して親企業は何らの面倒をみてくれない、金融的な面倒をみてくれない。せっかく設備いたしましたその機械を遊ばしていかなければならぬというところ、下請の大きな悩みのなつておると思います。また今度はいわゆる下請車種の切り下げということも往々にしてあるわけなんです。そうすると、一つの産業が伸びていくために、それに関係する系列に合理化のしわといふものが寄せられてくることは、局長もこれは御存じのとおりだと私は思うのです。そうなつてまいりますと、実際下請企業、特に中小企業といふものが、現在ですら仕事がなく困つておる。もう労働力は何とか確保できたから仕事をひとつさがしてくれ、これがいま下請企業としての私は切実な要望だと思ひます。こういう問題は、通産省としてどのように考えておられますか。

○政府委員(川出千速君) 下請企業の問題は、これは自動車工業だけではない、機械工業全般、あるいはそのほかの産業全般の問題に共通する点であると思ひます。自動車工業について申し上げますと、ほかの下請企業に比べて、非常にまだ相対的ではございますけれども、恵まれたほうでございまして、下請に対する支払い条件等も優良の部でございます。それから成長していく速度も、ほかの業種に比べても、自動車産業、特に乗用車部門といふのは非常に、不況の時期でも十数%の伸びを四十年に示しているわけでございます。ほかの産業等はむしろ横ばいしない下がつていくわけでございますから、自動車、特に乗用車部門は成長度が高いわけでございます。しかしながら、企業によりましては、数が多いわけでございますから、先生の御指摘のような問題もあるわけでございますが、これは業態によりまして、中小企業の対策に乗せられるものは乗せ、あるいは事業のあつせん等もはかつていかなければならぬ、かように考えている次第でございます。

あつせんの問題をいわれましたが、これはプリンスとの問題と違ひますけれども、けさのテレビを見ておりました、埼玉県における機械工場団地が、せっかく団地計画をやつたところが、わずかに八社とかがあつて、予定されているのは七社、あと十五社は全然申し出がない。こういうようなことがけさテレビでも放送されておりましたが、機械工場の団地といふものは、私は非常にむずかしいのじゃないか。これは愛知県でもそれに一つ失敗いたしました。現在使用されてないという事実もあつたし、ただ通産省は団地計画をして、それに吸収をして、希望者はそこへ持つていって、そういう小さな工場を一つに集めて団地計画をすれば、その対策といふものは成つていくのだ、こういうふうなことは、私は機械関係の将来といふものは非常に危ふまれる、こういうふうにも考えるのですが、この点どうですか。

○国務大臣(三木武夫君) きょうのテレビは見ませんでした、うまいといふところもあることは事実です。全体とすればうまいといふほうが多いのですが、これは実際にいま御指摘のように、ただ団地つくとそれだけでいいというものではないですね。これは非常なやはり行政指導といふか、もっと親切な、これを育てていく、そういう努力といふものをともしなければいかんと思つております。御指摘のとおりだと思ひます。ただ団地をつくれれば、それが中小企業の高度化になっていくのだといふことではない。あとあとまでも育てていくんだと見なければならぬ。この点は十分注意を今後いたしたいと思ひます。

○近藤信一君 いま一つお尋ねしておきたいことは、これは日産・プリンスの関係でございますが、さつき局長が、合併されるときにはいろいろな下請の従来の関係といふものを尊重していくと、こういうようなことを言われておるけれども、前にこういう事実もあるのです。たとえば吸収された工場に向かひまして、日産のほうでは、おまえのところの労働組合は日産の労働組合と方

針が違ふ、だから、まず労働組合から整理してこい、それではねければ仕事というものがおまのところに出来ぬぞと、こゝろふうなことを言つて、それが合併の一つの条件にもなつておる。こゝろふうな事実もあるわけなんですが、こゝろの問題はどうですか。

○政府委員(川出千速君) ただいまよりのお話は初めて承つたわけでございますけれども、さういふ情勢によつて変わるということは好ましくないことではないかと考えております。

○近藤信一君 さういふ事実から考えますと、私は決して吸収されるほうのいわゆる条件というものが尊重されたというふうには考えられないうわけなんです、往々にして合併の当時は、吸収されるほうの企業というものを対してはいろいろな条件を言うでしょう。それはいままでの方針どおりにいくと、その会社のいわゆる方針というものをそのまま受け継いでいくとか、いろいろなことが合併のときの一つの条件であるけれども、それが実際には行なわれていないといふことで吸収というものが行なわれていく。そこで、先ほど樺委員が言われましたように、合併に伴う労働条件の紛糾というものが次々に起こってくる、こゝろになるわけですが、そこで不当労働行為という問題が出てくる。また、公然と合併するほうの社長が組合の大会に行つて、そちらのほうの労働組合はうちの労働組合と方針が違ふから、まずその労働組合を整理して、そつしてやほりうちの労働組合の方針に合つかまないと、こゝろふうなことを、それでは合併はしないぞと、こゝろふうなことも社長が堂々と公衆の会議の席上で述べておる。こゝろふうなことでございますれば、何も相手方の意見というものを尊重しておるというふうには私は考えないのです。さういふことを通産省は御存じないですか。

○政府委員(川出千速君) そのようなことは聞いておられます。それから日産・プリンスの合同の際に発表されました基本了解の中で、従業員に

ついては、日産あるいはプリンスの両方の融和をはかり、差別を行なわないという一般的な了解をしておりますので、さういふ方向でいくべきことを期待をしておる次第でございます。

○近藤信一君 時間がございませぬから、最後に一点だけお尋ねするのですが、実はこれは佐橋次官に来ていただいているいろいろとお聞きしようと思つたんですが、佐橋次官は政府委員でないし、きょうは都合が悪いのでございませぬから、まあ佐橋次官がそんなことは言つておられないと私は思ふのですけれども、この点ちょっと大臣に私はお尋ねしておきたいと思ふのですが、これは去年の十月ごろですね、私と樺委員と二人で佐橋次官を訪れて、日産とプリンスとの合同に対して、やはりただ企業だけの合同といふことを考えるのではなくして、労働組合の問題も十分考へて、合同というものを対するところの指導というものをやらなければならぬじゃないか、一体通産省としてさういふ点は考へてやつておるかどうか、こゝろいふことで二人で行きました。そしてそのときに、まあいろいろと労働問題が紛糾するであろうから、さういふ点はひとつ労働組合のことも十分に考へて合同をやつてもらいたい、指導をしてもらいたい、こゝろいふことで歸つてきたのです。さうすると、今度はそれを日産の労働組合の連中が、委員長が、これを逆に利用しようとして、いやあこの間格と近藤と二人がおれのところに来たのだ、これは佐橋次官が言うのですね、そして三拜九拜していった。日産の組合とプリンスの組合とごたごたしているが、それはさういふことのないように労働省や通産省としてもひとつ何か努力をしてくれと、こゝろ言つて三拜九拜していったと言つて、塩路委員長が公衆の会議の席上で述べておられる。このことばからいくと、何か私も次官のところに行つて、いろいろとお話ししましたのを、逆にわれわれが三拜九拜して陳情に来たと、言つて佐橋次官が語つておられ、その塩路という委員長にお話しになつた、こゝろいふことを盛んに宣伝しておるわけなんです。私と樺委員は、そ

んなことは次官は言わないといふふうに考へておるわけなんです、実際は次官から直接私もはさういふ事実があつたかつかつたかお聞きしたいのですが、まあきょうは都合が悪くて来られないといふことでございませぬから、この点通産大臣から一言お願いしたいと思ひます。

○国務大臣(三木武夫君) 樺君にしても近藤君にしても、国民から選ばれた国会の最高機関のメンバーで、これが話しに来たからといって、三拜九拜する、しかもこれを労働組合の材料に提供するほど佐橋君は低劣な人間でない、それは誤解であると私は考へます。

○樺繁夫君 二、三もう少し何つておきたいのですが、いま自動車の企業合併、組織が進んでおる、工作機械が進んでおる、通産省としては一定水準にまで生産の規模を高める必要があるといふ見地から行政指導を今後も続けていかれると思ひます。その際に、大臣も言われますように、プリンスの場合は石橋正二郎氏が株を売つちまつた。いまの社長の小川氏は、これは住友の出であつて、自動車産業というものはあまり住友全体として興味を持っていない。だからこれはもうほとんど合併が終われば身を引くつもりなんではないか。そのためにプリンスの従業員のこと、株主のことなど、今度の合併にあつて、どうも考へて合併委員会が進んでおるようになつておる。そこで、通産省は将来いろいろな企業、業種の合併を指導される場合、労働者不在の合併あつておるはやつちやいけなと思ひます。なるほど通産省は経営のことだけ考へておればよいようなものですが、先ほど労働省が言われますように、さういふ合併を指導される場合、労働省には相談も何もないわけなんです。労働者の立場を主張される労働者の発言の機会というものはないわけなんです。そのためにいま先ほど来問題になつておるようなことが重大な障害になつておるのではありませんから、私はこれから企業合併なり合同をあっせんされる場合、下請なり代理店なりなことはわりあいに言われるのですけれども、肝心の労働者の問題についてはおれのところの仕事じゃないという態度で触れておられぬのであります。こゝろいふ方針では、私はせつかく合併ができて会社が大きくなりまして、肝心の生産の体制というものが伴わないのでは、通産省の御方針にも反すると思ひますので、十分労働者の立場というものを考へた合併をあっせんあるいは指導されるように望みたいのですが、いかがでしょう。

○国務大臣(三木武夫君) この合併の場合も、合併の条件の中に、従業員は融和をはかつて差別は行なわないと、こゝろいふふうな合併の幾つかの基本事項になつておるのですから、われわれとすればむろん当然のことでありませぬ。さういふことが好ましいといふことで、これは直接に通産省が労働組合の問題に關与することはよくない、全体として、合併後の労働組合の融和をはかつて、そして皆がせつかく合併して、そのことが国際競争力強化に役立つといふことで実は通産省もいろいろ便宜を与えるわけですから、金融、税制、さういふ全体としてのわれわれが組合間の融和をはかるといふことに對しては、われわれもできるだけ行政指導を通じて両当事者に申すことにいたします。直接には關与しないけれども……。

○樺繁夫君 合併した新会社は労働者の差別待遇をやつちやいけな。日産とプリンスの場合には、この通産省の御心配の点がじやまになつておる。日産労働者よりもプリンスの労働条件のほうが一月四千円高い。差別待遇を行なわないといふことになると、現に開きがある。それを安んずるに合はせる危険が生じておるのであります。その証に、プリンスの八千の労働者が会社のほうに對して一体これまでの賃金といふものは保証してもらへるのですかと、言つても回答をしない。われわれの退職金といふものは一体どうなるのですかと、言つても回答をしない。とにかく労働組合をつぶして、大きい資本の日産が言ひなりに吸収合併ができて、まるで弱肉強食が行なわれるやうな企業合併が将来行なわれては、産業界の非常な混乱を招くこ

とにしたいと思いますので、これは委員長にも後ほど要請をしたいのですが、関係者を当委員会にひとつおいでいただいて、つまびらかにする機会を持っていたいだきたいと思っておりますが、通産省にも特にそのことを望んでおります。

それから労働省のほうに調査をお願いしたいのですが、いま合併しようとしておる日産では就業規則、就業細則というものが一般労働者に周知徹底していない。職場で労働災害のためけがをすること、その場合でも自由に診療所なり医者にかかることができない事実がございます。その他労働条件の決定などについて、意思を自由に表示することができない事実がある。こういうことは労働基準法によつて保護されるべきことではないかと私は思うのです。基準監督署が定員が少ないために、申告に大抵重点を置いておられることは承知できます。進んで出張監督をやるような予算と人をもたせておられないからだと思います。これは労働省の立場は私は承知しております。しかし、いま申し上げますような公然たる事実が看過されるということは法治国家としてよくないと思っております。次の機会までに労働省の責任において、当委員会に報告されることを望みます。お引き受けいただけますか。

○政府委員(三治重信君) 私、直接基準法関係の所管でございせんが、歸りまして関係局長に申して、これにつきまして現地の実情を調査をして御報告するように申し伝えます。

○大矢正君 私は繊維産業に対する対策等について政府の考え方を承りたいと思ひます。

特に四月一日以降、重ねて長期にわたるカルテルを業界において決定をしております。綿紡関係についてお尋ねをしたいと思ひますが、基本的な、また構造的な質問に入ります前に、綿糸の生産、在庫、また市況等についてお答えをいただきたいと存じますが、私の手元には十一月までの生産、在庫、それから二月十四日現在の市況の資料があります。それ以降の生産、在庫ないしは市況等の現状を御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(乙竹慶三君) ただいま正確な資料を持っておりますので、後刻提出させていただきますと思ひますが、大体のところを申し上げますと、市況は四〇で現在のところ百六十円を割つておるといふふうな大体の状況でございます。それから生産は大体横ばい、在庫は若干ふえておるといふふうな状況と心得ております。

○大矢正君 そこで新聞の報ずるところによりまして、日本紡績協会は通産省の指導のもとにカルテルを一年間、すなわち明年の三月三十一日まで延長することを公取委員会に申請するという決定をいたしておられます。特にこの中で私どもが若干問題だと思はれますことは、この内容が事実であるとしたらすれば、繊維新法を改正し、凍結率の改定があるまで共同行為を実施する、こうなつておるわけです。そこでさらにあと書きがついて、ただし、公正取引委員会に対しては三月三十一日までの一カ年の期間で申請をする。言いかえまして、公正取引委員会に対しては一カ年間の申請をするが、もし繊維新法が改正になり、凍結率の改定その他の共同行為に対する内容等が、いふならば改正されない限りは、このカルテルはさらに延長されるだらうという解釈が生まれてくるわけでありまして、先般の紡績協会において通産省の指導のもとに行なわれた業界を一致させる努力、その努力の結果といふものはこういうものなのかどうか、そこからお尋ねをします。

○政府委員(乙竹慶三君) 新聞の「通産省の指導のもとに」ということは、私は正確ではないといふふうに考えるわけでございますが、通産省の態度をいたしましては、現在、先刻申し上げましたような、遺憾ながら不況カルテル下にあるにもかかわらず市況は相当悪い。さらに昨年の暮から本年の当初におきましては、カルテルが三月で失効し、その後継続が困難ではなからうかといふふうな見込みと申しますかであつたと思ひます。でございますが、さつき申し上げました四〇番手の綿糸は百五十円を割つたといふふうな状態におちいつておつたこととございます。このような状態

におきまして、通産省といたしましては、また一面業界側の多数の意見といたしましては、不況カルテルを存続したいがといふふうな要望が出ておつたわけでございます。通産省といたしましては、現在客観的な情勢は、独占禁止法において不況カルテルの結成を容認しておる条件を満たしておるといふふうに考える。しかし、不況カルテルはあくまでも業界のお話し合い、業界の契約であるので、業界の契約のおまとまりになる、お話し合いがおまとまりになるのが先であるといつたような態度をとつておつたわけでございます。そういたしましたところ、先生すでに御承知のとおり、新糸曲折はあつたのでございまして、日清紡績が三月初めに不況カルテルに同調するという態度を表明いたしました。三月の九日、紡績協会の委員会におきまして、いま先生おっしゃいましたような決定がなされたことを承知いたしております。ただ、これは紡績協会の決定でございますが、先生御指摘の凍結率云々といふことをわれわれがもちろん承しておるというわけではございません。

○大矢正君 あなたの発言の内容が私はよくわかりませんが、法律に基づく行政指導ということを私必ずしも申しておるわけではない。法律に基づくか基づかないかは別にして、通産省の立場それ自身が、カルテルを結成させる方向に動いたことは間違いないんじゃないですか、その点はいかがですか。たとえば二月十六日にあなたが記者会見をして言つておる内容には、当面繊維新法を改正する考えはない、構造対策推進の足がかりとして今後美蘭に見合つた生産体制を確立するといふ見地から、市販糸の生産制限は効果があると思ふ、すなわち生産制限を当面行なうのだ、法律の改正は行なわなくてもよろしい、こういうことをあなたが記者会見で語つておるといふことが出てくる。これが事実だとすれば、あなたは行政指導とかそういうことを行なう考えはない、業者の団体がそういう考えでまとつたのをわれわれが受け取つておるだけだといふ御発言だが、そう

ではなしに、通産省それ自身がこの際綿糸の市況の不況の現状から、カルテルは当然行なわなければ市況の回復は望み薄だ、したがつてその方向でまず努力をすべきだ、こう言つたんじゃないですか。

○政府委員(乙竹慶三君) 繊維の市況から考えまして、短期的に需給の調整をはかるということとは必要であるといふふうに私は考へておるわけでございます。その方法でございまして、その方法としては不況カルテルという方法が一番いいのではないだらうかといふふうに考へたことは事実でございます。したがつて、業界がその方向でまとまられるといふことを希望したことも事実でございます。

○大矢正君 そこで大臣にお尋ねをしますが、御存じのとおり昭和三十九年の十月から繊維新法ができました。これに基づいて現在指導が行なわれておるわけでありまして、この綿紡の過去の歴史を見ますれば、カルテル行為、あるいは言つてみれば生産の制限でありまして、こういうことがないほうが少ないのであつて、カルテルがあるほうがあたりまえになつておるわけですね。これは戦前戦後の歴史を眺めてみても、カルテルをやつておる期間とやらなかつた期間を比較してみれば、やらない期間のほうがずっと少ないわけですね。構造的にカルテルを最初からやらなければならぬように、今日の繊維産業といふものは置かれておるわけですね。ところが、繊維新法といふものは御存じのとおり今日の日本の自由な競争、自由な経済のたてまえのもとに互いが競争することによつて繊維産業の強化発展をはかつていくといふことが貫かれておるわけですね。ところが、繊維新法ができた一年後には再びカルテルを結ばなきゃならぬ。そのカルテルも半年やつてみたところ、市況がさらによくならない。インドネシアに對する十萬圓の契約がどうもうまくいかなくなつたといふようなことに理屈をつけておられるが、単にインドネシアの十萬圓だけの問題ならば、こんなものはわずか十日を越える程度の生産

量にしか見合わぬわけで、これで日本の今日の紡績というものが在庫増になり、市況が悪化しているなぞということは考えられぬわけであって、部分的な要素にはなっておるが、これが本質ではなないわけです。むしろ本質は構造的なところにあるわけですね。ですから四年後、正確には三年後には自由な競争をするという繊維産業、特に綿紡の基本的な考え方を明らかにした繊維新法というものは今日有名無実です。事実上ない。あつてもないにひとしいものです。しかも、そこでさらに一年間の長期のカルテルを結ぶということになりますと、カルテルの本来の趣旨であります緊急避難どころではなくて、戦前戦後を通して行なわれてきた年がら年中カルテルを結ばなきゃならないという従来の形と何ら変わりがなくなってしまう。私はこれがたとえば三カ月とか半年を限度にして結ばれるとか、延長されるとかいうことであれば、また話の聞ききりもあるのだが、これから一年延ばすということは一年半になる。さらにまた先般もこの紡績協会の決議事項を見ますと、法律で凍結率というものをさらに強化しなければ、今後もカルテルを結ばざるを得ないような内容ということは、繊維新法の趣旨から大きく逸脱しているのですね。これならば繊維新法はないほうがいいし、もし必要だとするならば大きくこれを改めなきゃならぬという解釈を持たざるを得ないのだが、繊維産業対策の全体的な問題は別としても、取りあえずの問題の紡績に対して、特に綿紡に対してどういうお考えを持っておられるか、お尋ねをしたい。

○國務大臣(三木武夫君) いま紡績協会と化纖協會との間で不況カルテルの問題について内容を検討を加えている。私は一年にはむろんならないと考へております。まあこういうことは非常に非常事態の——それは構造的なものの中にはあるですけれども、こんなに綿糸の相場と、いうものが下がってきて、これではなかなかやつていけないというような状態が出てきたわけで、これは一時的なものであつて、纖維新法にいう自由競争を中心として

國際競争力を強化するというあの一つの基本原則、立法の精神に抵觸するとは思わない、このこととは。しかし、これがずっと永久にこういうこととではあればお話のとおりだけれども、これ自体はそういつまでも長期にやるという性質のものとは考えてないわけです。いろいろな景気の回復も伴いますし、いろいろな経済環境からそういつまでもこういう状態が続くとは考えていないので、さしあたり纖維新法の立法の精神に真正面から抵觸するとは考えていないのであります。しかし、根本の問題にはいま御指摘のように、こういうカルテルのようなことはほとんどの歴史じゃないかということはお話のとおりだと思います。そういう点で纖維産業に対する構造問題というものにこれは取り組まなければ、なかなか容易にこういう状態から脱却できないという御指摘はそのとおりだと考えております。

○大矢正君　大臣のおことはを返すようですが、今日の綿の不況というものは若干構造的なものもあるようだというような御説明なんだが、そうじゃないんですな。これは若干じゃない。

○国務大臣(三木武夫君) 若干じゃない……。

○大矢正君 もう構造的なものはこれは本質です。だからこそ通産省も行政の指導として、いかにこの合理的な綿業界の体制を立てるかということとで努力をされているものと私は思うのであります。そのカルテルを結ぶ場合において、一つの条件としては、当然のことながら市況がコストを割っているという段階、しかもそれは大きくコストを割っているということが考えられてカルテ

ルといふものが認められるわけですね。そこで、今日の綿のコストを平均してとりますると、おおむね百七十円くらいといわれておるわけですね。先ほどの局長の答弁からいくと、最近の市況は百六十円くらい、十円くらい割り込んでいふことは間違いない。しかし、カルテルが認められる条件としての、コストを大きく割るという条件には必ずしもいまの市況といふものは当てはまっていない。しかもこれが短期の三カ月程度の問題ならい

ざ知らず、すでに六カ月カルテルをやり、今度はさらにそれを倍にして一年間の延長をしようというのでありますから、公取委員会は九カ月というような説も出しておる、中をとって九カ月というようなことを言っているのかもわかりませんが、これだっておそらく根拠はないと思う。九カ月ならいいけれども一年ならだめだという根拠はないと思う。それは公取委員会自身の中に、不況カルテルの要件であるコストを大幅に割るという現実はまだ綿業の中に出ていないから、というふうに私は解釈をするわけです。最近の新聞等を見ましても、なるほどそれは零細な綿紡がそれ自身ではかなり大幅なコスト割れをしないと——むろんないとはいわぬが、逆に今日でも多額の黒字を出し

ている紡績会社がかなりあるじゃありませんか。そうすると、カルテルを結んだ結果がどうなるかということでもあります。一つには綿紡績の合理化や構造的な改善というものがカルテルの中に逃げ込んで、結局これが遅延をし、新法の精神であるところの三年後ないしは四年後には自由な競争を

するといふ原則がそこででなくなつてしまふじやありませんか。もう一つは、安易にカルテルによつて市況が維持できるために、結局のところ損するものができてくるという状態になるじやありませんか。これは私は考えてみて、決して百六十円といふ今日の市況というものは、不況カルテルにいわれるコストを大幅に割つてゐるというふうには考えられない。纖維新法をつくつてやつと一年半になるかならぬかの段階で、今日纖維新法を大幅に変えなければならぬということは、通産省に

とつてたいへんはずかしい話だ。だからこの際、行き着くところまで行つて、その間は不況カルテルを結ばしておいて、まあ三年たち、いよいよ法律の期限が切れそうになつたときに出し直さなければいかぬのだから、そのときになつたら考えようということでは私はいかぬと思うのです。特に私が不思議だと思うことは、ことしの二月中旬ごろ續維局長は、法律の改正は絶対必要なのだ、こういうことをあなたは盛んに強調されておると

いうことがしばしば新聞に出ておるわけです。ところが、日清紡の不満の表明や、鐘紡も途中までやりましたが、こゝういふ大手のカルテルに対する不満が出て、最終的にまとまつた内容を見ると、どうも通産省も現在の新法は改正せざるを得ない、改正することを前提として今度カルテルを結ぶというように考え方が変わったように見受けられる。これじゃまことにわれわれに言わせると、通産省の組織、特に綿紡に対する方針というものがどつちを向いておるかわからない。いままでいろいろと私なりの判断を並べ立てたわけだが、こゝういふ点について大臣がまずどう考えるか、それから当事者である局長はどういう考え方を持っておられるのかお伺いしたい。

○國務大臣(三木武夫君) この纖維新法の問題は、その通産省がこたわる必要はない。改正は年限があまりたつていないからというのでこたわる必要はない。しかし、現在のところ根本の問題には、いま御指摘のように構造問題というものが一番横たわつておるわけでありまして、これはいづれ

にしても構造政策というものに取り組まなければ繊維産業というものに対する根本対策は私は出てこないと思う。そういう点で現在も御承知のように繊維工業の審議会、あるいは産業構造審議会の合同委員会でかなり熱心によつておる。石炭もやつたのですが、次はやはり繊維ということでやらざるを得ないのじゃないか。そういうことでその問題にメスを入れない限りは、やはりこの委員会でもいろいろ御質問があつても、あまり箇切れのいい答弁をすることはできないのじゃないか。

それはその問題がやはり根本じゃないか、こういうことでございます。そうしてまた纖維新法についても、そんなに立場立場といったって、通産省の立場というものは国民の立場以外にないのですから、それにこだわる必要は考えておりません。

○政府委員（乙竹虔三君） 先ほど先生から綿紡の不況というのは独禁法上どうだろうか、非常に大きく割り込んでおるのではないのではないだろうかというお話がございましたが、非常に合理化を

しておりますところでは、もうけをのけますと百六十円、四〇でございますが、コストが四〇を百六十円であげておるごく例外的な会社はございませう。これは事実でございます。ただこれはもうけは出ておられません。一般的に申しますと、実は私のほうでいわゆる構造問題と取組みましたために、どうしてもコストから入らなければいかぬというところで、抽出調査でございまして、コスト問題というものは非常に調べにくいのでございませうが、できる限りわけを話して会社側の協力を求めまして、数十社についてコスト調査をいたしたのでございませう。四〇につきまして一番コスト・ダウンをしておるところは百六十円ちょっと割っております。しかし大体は百七十五円から、その上ひどののになりますと百九十四円というようなコストのものもございまして、私は市況の百六十円というものは、これは非常にコスト割れであると考えております。なお十大紡の決算の状況でございますが、四十一年の上期下期をとってみますと、十大紡がかつて三十九年には利益率三・五〇近くございまして、四十一年の上期には一・八〇に落ち、四十一年下期には〇・四〇になっておる。これは一応利益は出ておりますけれども、御承知のとおり土地なり工場などを相当多数、二十数億売ったと聞いておりますけれども、特に利益を計上して〇・四〇のからうじて黒を出しておるというのが十大紡の状況でございます。また新紡の十社につきましても、かつて三十九年の三・五〇前後の利益率が現在一〇程度に落ち、ないしはそれが減りつつある。新々紡も同様、こういう状況になっておるわけでございませう。そういうようなことでございまして、われわれは独禁法の条件に該当すると思うわけでございませう。

第二に新法について、これは先生非常にお詳しいのであれでございませうけれども、新法の十七条によりまして、新法発足と同時に、まあ簡単に申せば余った精紡機ですね、需要に比ばまして余った過剰精紡機と申しますか、ラフに申せば、これ

を凍結いたしたわけでございませう。この凍結したということとは、考え方から申せば、新法が施行になったそのときから綿糸業界は自由競争に入ったということではなくして、新法が失効する四年後に自由競争に入る。新法の施行期間中は法律でもって、旧法に比ばますと、ラフではございませうけれども、一応需給の調整をやつて、そうして綿紡会社に収益を確保させて、そうして自由競争時ににおける綿紡会社の体質改善を、新法施行という期間中に綿紡会社に対して体質改善を達成させようというのを私は新法がねらつたというふうに考えておるわけでございませう。ところが遺憾ながら、確かに先ほど御指摘のように、通産省だらしがないじゃないかと云つてしまつたわけでございませうが、新法を施行いたしましたたんにカルテルを結ばざるを得ないほど大きく需要供給のバランスがくずれたということではないだろうか。私の考えは、むしろ綿紡会社に四年後における自由競争に備えて、収益をある程度確保して、そうして体質改善をなすべき期間というふうに新法で考えておつたのが、事志と違つたというふうに私は考えておる次第でございます。確かにどうも通産省見込み違いをしたかと思うのでございませうが、まあそれはともかくといたしまして、現在はそのなかでカルテルの延長を業界は希望しておるわけでございませうが、ポイントには御指摘のように、こんな短期の需給調整でつないでいってもどうも間に合いませんので、構造問題と取り組まなければならぬ。後進国の状況、先進国のマーケット、国内の労働の需給関係、また複合繊維時代といわれておりますが、合成繊維の進出等々を考えた場合に、どうして急速に綿紡各社を、いわゆる労働集約産業から資本集約産業に脱却しなければならぬ、差し向けなければならぬというふうに考えておるわけでございませう。大臣も申しましたように、目下繊維工業審議会と産業構造審議会の共同の体制小委員会におきまして、この体制問題に本格的に取り組んでおるわけでございませう。ただ、この体制問題とカル

テル問題との関係でございませうが、私個人といたしましては、何を申せばこの構造改革を達成いたしたためには、先立つものは資金が必要。この資金は国も極力これは支援をしなければならぬというふうに思ひ、また国会にお願いしなければならぬというふうに考えておるわけでございませうが、何を申しまして、主にならざるが、綿紡各社の自力、体力だというふうに思つたわけでございませう。で、この構造改革に綿紡各社が向かいますために、ある程度の収益は確保してやらなければならぬ。これが現時におけるカルテルの位置づけではないかというふうに考えておる次第でございませう。

○大矢正君 いま局長は、この繊維新法ができてからカルテルを結ぶような、また結ばなければならぬような結果になつたけれども、それは繊維新法の本旨とするところとはあまり関係のないようなお話であります。私はそうじゃないと思つたのであります。まあ私がいまさら申し上げるまでもなく、繊維新法ができたときに、その自由競争をいかにしてもつと早い機会に綿業界の中に打ち立てるかということ、これが基本的な考え方であり、そのことのために具体的には一定の凍結をし、その凍結は二対一の比率でこれを廃棄もしくは新設、すなわちスクラップ・エンド・ビルドをやるという考え方が出たわけでございませう。ところがこの資料を見ると、四十一年十二月一日現在のこの減失鍾数と、それから新設の鍾数、あるいは解除の鍾数、これらを見ますと、おおむね当時通産省から出された考え方とはあまり大きな変化はない。徐々はこのスクラップとビルドが行なわれていくわけでございませう。三年後にはこれでも需給が見合う体制が綿紡の中においては、特に綿紡の中においては、まあその他もありませうが、第一区分の中の綿紡の中においては、今日遺憾ながらそれとは違つた状態にあるわけですね。もしかりに当時実需に見合う紡機の鍾数を計算して、それ

以外には使用しないという、いうならば使用停止の鍾数というものをきちんと抑えておいて、そのままの体制でくれば、今日何も過剰在庫、そして市況の悪化ということはないから、これはいいです。ところがスクラップ・エンド・ビルド方式で、使用停止の解除は一つには新設、一つには封鎖の解除、この方向でやつていくことによって新しい機械も入るだろうし、解除は古い機械ではあるけれども、合理的な方向がとられるという観点からやられたわけなんだが、ところがその数が今日おおむね綿では五十万鍾、スフを入れれば七十万鍾くらいになると私は計算しておりますが、そのことが一つと、もう一つは潜在的であつた当時のヤミ紡機が第四区分に棄せられてこれが顕在化してきていた。この二つが非常に今日の繊維市況を悪化させている理由にもなつていゝ。これだけじゃありません。これだけじゃありませんが、これも大きな理由になつてきているわけですね。そうすると、あなた方が考えてきた内容はたくさんあるが、その中の主要な骨子であるスクラップ・エンド・ビルドがまずこわれた。それから潜在化していたものを顕在化する法律の骨子というものがこれまたくずれた、第四区分で。これはどう見たって繊維新法の当時の情勢や判断というものは大きく違つていゝことは私は間違いないと思つたのでございませう。あなたが幾らそこで、いやいゝまの情勢も繊維新法の本旨と何も違ひはないと、こうおっしゃるが、もう一ぺん御答弁願ひたいと思ひます。

○政府委員(乙竹虎三君) 私の御説明が不十分、適確ではなかつたかと思つたのでございませうが、繊維新法ではまあ法律的に需要と供給とを合わせたわけではございませう。新法の第十七条で法律的に需要と供給を合わせた。しかも、これは釈迦に説法でございませうが、旧法は国が保障いたしまして、限界企業を温存するために最初は年に四回、あとは年に二回需給調整いたしましたのに比ばまして、法律施行当時一ぺんだけ需要と供給だけ合せて必要鍾数というものを設けた。なお、いま御指摘のように、あとはスクラップ・エンド・ビ

ルドで徐々にそれからふえてくる需要に見合うものはスクラップ・エンド・ビルドで達成、補てんをしていこう、こういうようなことであった。そのたてまえはそれとおりであるわけですが、問題が、どうも私は端的に申し上げて、需給の想定に誤りがあったのか、ないしは不況が非常に深刻であつて、これも需給想定に誤りがあったといえ、あるいはかと思ひますけれども、非常に不況が深刻であつて需要が予想とおり伸びないといふところに問題があつたのか。やはりその辺法律は、三カ年ないし四カ年の法律の施行の間に、法律施行の当時に一ぺんだけ需給調整をしておいて、そうしてゆるやかであるけれども一応需給バランスをとつて、企業に収益を確保しようと思つたんだらうけれども、需給の想定に遺憾ながら狂いがあつた。その一つの大きな原因は、先生の御指摘のようにやみ紡機の顕在化という点もあつたのではないかと、いふふうに思ひます。

○大矢正君 通産大臣にお尋ねしますが、御存じのとおり紡績というものは五十万錠、六十万錠なるといふ大きな会社から、一機四百錠の最低限度のものも一つの企業ですから、個人企業、法人企業を問わずまことに規模の上においては千差万別ですね。したがつて百七十二もカルテルに参加をしなければならぬという結果が出てくるわけですね。ただ私はふしぎだと思ふことは、不況で市況が悪い、ないしは構造的な問題をかかえているから市況が悪い、というところが、あまりつづけたという話を聞いたことがない。十大紡、今度九大紡になるそうでありましたが、こういう大きなものはちろんつづければいい。銀行が金を貸して倒すわけはないから一応それは別として、中小零細な規模のものといふものがある。戦前は離合集散というが、合併というか、そういう歴史の繰り返し、またカルテルの繰り返しというものでやつてきているわけですが、今日はそういうことがあまり行なわれなくてもなかなかつづけない。先ほど繊維局長は今日の四〇番手のコストはどのくらいかという計算は

なかなかむずかしいが、しいてその計算をすれば百七十四ないし百七十五円くらいだといふ話があつたのですけれども、どうもこの辺にひとつ問題があるような気がしてしよるが、いふのです。ほんとうに百七十五円というコストに計算をするからには、私はよもや最低のほんとうに規模の小さい、コストの高いもののそのコストが百七十四ないし百七十五円ではないかと思ふ。おおむね、あつたところに目標を設定して、その辺のコストはどのくらいかといふことから計算するわけですね。そうすると、四十年に入つてからも百五十円台になつたことがしばしばあつたのです。市況が四〇番手平均を示しておるのですが、そういう時代もあつた。しかし、これはなかなかつづけないわけですね。どうしてこれはつづけないのか。つづけないうちにカルテルを結ぶんじゃないかといふことも考えられるわけですね。もう長い明治時代からの歴史のある業界ですから、先の見通しが早い。したがつて危くなる前に、半年も一年も前にこれは危くなるぞといふことでカルテルを結んでその中に逃げ込むという傾向が私はなきにしもあらずだといふ感じがする。大臣は、そういう零細な綿紡なんかを見られて、いま私が申し上げることは間違ひだといふふうにお考えですか。どうも私はいまのはわからないですね。綿紡関係の業界の内部というものがね。

○国務大臣(三木武夫君) これは、繊維局長の言つておる百七十四から七十五円といふのは、ある一定の基準を考へての平均生産費でありましよう。だから実際問題としていふ言われたように、これはカルテルも結ばずに、そういう形で繊維の構造改革といふものをするといふことも一つの行き方かもしれない。しかし、そうなつてくると非常な混乱が起るわけですからね。それこそ弱肉強食といふ形になるわけですから、そこでどうしてもやはりこれには転換業したりあるいはまた合併したりするものもできていなければならぬ。そういうふうな対策も立てて構造政策というのに取り組むのでない、はつたらかしてその間の自然淘汰

ということもできないのです。政治としてはできないのです。行き方かもしれないけれども、そういうことでは申し上つたようにやはり大問題でありますから、この構造問題といふものに対して、これは役所だけの考えでもないか、小委員会、これは役所が熱心に活動している小委員会ですが、これは検討を加えて、そして自然淘汰の形でなしに、構造政策といふものに取り組んでいきたいといふ基本的な考え、しかもいふ言われたように、こんなに市況が悪いのに零細な企業がなかなかつづいていふておるのですから、あまりこれをやめようといふ人もないようです。それは非常に私自身もふしぎなことだと思つてゐるのです。そういうことだけれども、これを自然淘汰の形でいかないで、やはりそういうふうな一つの基本的な方針が打ち出されて、それによつてこの構造改革といふものをやるのが好ましいといふ方向でいふ動いておるわけでございます。

○大矢正君 もち一回これは最初に戻りますが、大臣こういうことですか。法律の改正をするまではカルテルをやらなければならぬといふのがどうも私が聞いている紡績協会の考え方、骨子のようには思われる。ここから一〇〇%のかりにその生産調整といふものが、紡機の封鎖といふものと、いふものが生まれ、それから市販糸をどうするかといふ問題が生まれ、いろいろに聞かせるわけですがね。ほんとうにそうお考えになつておられるかどうか。たとえば私が聞いておる限りによると、繊維、特に綿業界の構造的な問題は来年までからなければならぬといふか、聞いておるわけですか。そうすると、いやがもうでも来年になつてからに審議会で結論が出た、答申が出たといふことになつても、実施するといふなら、今度は四十二年、四十三年になつてしまふですね、予算上からいふたつて。そうするとカルテルを二年でも三年でも続けたといふことになる。そのために繊維新法がある。自由競争を

するために本質を改善しようじゃないか、そうして合理的な計算の上に立つたいわゆる生産設備といふことを考えられてきたいわゆる繊維新法とは全然かけ離れてしまふじゃないやうませんか。その点は、どういふことなんだ。いや、そういうことはないので、あくまでも緊急避難で、一時的なものなんだといふ考え方だ、紡績協会のきめた方針とはかなり隔たりが出てくる。その点……。

○国務大臣(三木武夫君) これは紡績協会がいろいろきめましても、われわれとして判断をそれで束縛されるわけではないのです。これは公取委員会としてもそうでしょう。紡績協会としてはいろいろな希望の条件を持つてゐるということ、これにわれわれは拘束されるものではないといふことです。

○大矢正君 通産大臣、あなたがおっしゃるが、いまだかつて、公取側にはあつても、通産省はカルテルはけしからぬからやめなさい、これはあまり長過ぎるから短くしなさいといふことを言つたことは私は聞いたこともない。そんなことは新聞で見たこともないし、聞いたこともない。業界できめたからけつこうです、もちろん業界がきめるまでの間に通産省は法律に基づく基づかなければ別として、行政的な指導をしてきめさせるのですから、それをあとになつてから、もうきめたことはこれはお前けしからぬと言ひようがないから、乙竹さん知らぬ顔をしてゐるけれども、自分で出かけて行つて、そして九カ月とか一年とかと言つてきめさせてゐるのです。幾らうそを言つてもだめですよ。そしてあとから一年がいかに九カ月にしなさいなんて通産省言ふわけがないじゃないですか。

○国務大臣(三木武夫君) それは大矢さんの少し思い過ぎで、それは乙竹君でも、初めから一年から一年ときめて、そういうことではない。いまやつぱり通産省としても不況カルテルを結成しなければ、これを続けていかなければ、三月でそれなりはつぱり出してはくあゝ悪かろうといふ考え方のもとに行政指導を行つたことは事実ですけれども

ども、初めから一年ときめて、そういうことではない。できるだけは、これは緊急難題なことですから、短期間でこれは終わるということが原則です。通産省だからといってむやみに長いということでは、これはやはりもっと不況カルテルなんかの方式でなしにやらなければいかぬわけですからね。それはそういう点は少し思い過ごしてはいかと思ひます。

○大矢正君 それは大臣、あなたがおっしゃって世間の人はそう言っておらぬわけですよ。佐橋次官のことをカルテル佐橋と言っているんだよ。それはあなたが、私は三木さんという人は非常に政策に明るい人であるし、どうすれば日本の産業界、経済というものが発展するかという立場から考へておられると思つたから、かりに業界の中でそういうことが出て、むしろ抑制のほうに回るものかと思つておつたら、積極的にいまだというものでカルテルさしているじゃないですか、あらゆる産業にわたつて。いまだかつて通産省がカルテルをやつてはいかぬとか、長期だからもう少し短期にせいと言つたといううなことは聞いたこともない。せめてそのことが三木さんから出るかと思つたら、出ない。だからカルテル佐橋と言われるくらい、それは通産省はカルテルをやるようになつてしまつた。その話は言われたといううなことで、通産省が積極的に行はれるということですから、この際時間もありませんし、了承しますが、最後に、先ほど来零細な綿の企業というものが今日なおつぶれないで現存をして生きているというところは、これはまことにこれ自身はけっこうなことだと思ひます。したがつて、われわれとしては、やはりこういう一つの企業に對しては積極的な介入をして、つぶれないようにしなさいかぬと思ひます。ただ問題は、現状のままではつぶさなさいといううなことは事が進まぬわけですね。特に零細になればなるほど、結局糸売り専門でしょう。ほかにもうた

とえばみずから織つて、あるいは染色するとか、加工するかという一貫したものではないわけ

すね。糸を売ることだけに限定をされてしまつてけです。こういう形では、なかなかこれからの構造的に問題を残している繊維産業の中で生きていくことは困難ですわね。ですから、やはり零細な企業も企業なんですから、それぞれ集団をつくらせて、力をあわせてやらなければいかぬ。一つの会社をつくるか、あるいはお互いに協業していくか、いろいろ形はあると思うが、そういう方向で指導しない限り、私はこれからのきびしい綿業界に對する風当たりをやはり受けとめていくことはできないと思ひます。したがつて、そういう意味で必要なのは何かといつてもやはり資金でありま

す。今日やはり大紡績会社は別としても、資本や資金の面で一番やはり行き詰ましている産業なり企業といふものは綿だと思ひますわね。そこで、このしつたをば開発銀行、これはおそろく零細なものには対象にならぬと思ひます。資

金の方向なんといふものを見ましても、どうも通産省が大幅に振りかぶつて、将来に備へての紡績業界の立ち直り体制を確立するための予算としてはあまりに少な過ぎます。何といつても資金がないといふことは、それ自身合理化をはばんだ

り、あるいは新しい分野を開拓して、それぞれの持つ企業の持ち味を生かすということができなくなりま

す。それからいま申し上げたことと、先立つものは金だといふこと。そこでそういう面については積極的に通産省としても資金の確保に努力をしなければいかぬと思ひます。ただカルテルだけ認めてやればそれでいいということだつたら、絶対に合理化が進むはずはないんです。それ

から構造的な問題の解決にはならぬ。そこで、やはりそれを幾らかずつでもやらせていく、それで本来の経済の体制の中で生きていくといううな方向以外はない。それには金がかかるといううなことが必ずついて回るのであるから、その点について十分考へてこれから対処してもらいたいといふ

ことを希望しておきます。

○委員長(村上春藏君) 他に御発言もなければ、本調査は本日とこの程度にいたしたいと存じます。

○委員長(村上春藏君) 次に、工業標準化法の一部を改正する法律案、本院先議を議題といたしま

す。本案につきましては、先般趣旨の説明を聴取いたしておきますので、本日はこれより直ちに質疑に入りま

す。質疑のおありの方は順次発言を願ひます。

○小柳勇君 大臣に二問だけ質問いたしまして、きょうは質問を終わらうと思ひますが、第一の質問は、工業標準化法が改正されようといつたてお

りまして、貿易自由化になりまして、国際的に日本工業規格といふものが上級化され、かつ国際基準と比べて見劣りがしないように前進してい

かなければならぬのです。日本の工業規格が今日まで十六年でございまして、民間の企業者からも支持されてまいつておりますが、国際的に前進してま

いには、もう少しこの制度なり、あるいは工業関係が協力して、この際一ふんばりしない

と前進しないのじゃないかと思ひますが、今年度の予算を見ますといふと、国際標準化事業費予算は、昨年に比べて半分に削られてお

るわけですね。私も私としては、もう少し国際規格の方向に全力をふるつて、大臣以下工業技術院も考へてもらわなければならぬと思ひますが、その点に

ついて大臣の御見解を承りたいと思ひます。

○国務大臣(三木武夫君) その予算のほうは、IECの大会があつて、予算がばつと相当高くなつておつたのを、そういうものが無いものだから、そういうことで、これを軽視したための予算の削減ではないといふことだと思ひます。まあこれはどうして、いままでは、終戦後物をつくれ

ばいいという量産体制で、質より量だといふこと

でやつてきたわけですね。これからはそうはいかないのですから、やっぱり質の競争になつて、国際

競争力といつても、それは量といつたて意味がない。そういう点で工業の標準化といふことは非常に大事な点で、われわれ役所の中でもこれはわ

りあいはなやかな面でないですが、しかし今後ともこの問題は取り残されないように、予算の面においても気をつけてまいらねと考へております。

○小柳勇君 第二の問題は、今回の改正を含みまして工業標準化を進めると、工場の施設の改善とか、機械を新たに取

りかえま

せん、十数年になりますと機械がガタ

いたしまして、実際に合

わ

せようといつた

ところで、法改正はもう少し私

は高く改正していかなければならぬ、全般的な改正が必要だと思ひますが、それには融資とかある

いは補助金とか、臨時措置法でもいいから立法化いたしまして、工業規格の前進のための金融なり補助の臨時措置法的なものを

をつくりまして、両々相まってやつていかないと、中小企業の人なんか特に規格の前進といふものはあり得ないわけですが、その点について大臣の見解を聞いておきたいと思ひます。

○国務大臣(三木武夫君) いま小柳さん御指摘の

ような、別に融資の

そういうふうなワクといふ

うには考へてないのです。将来の問題として検討

をいたします。

○小柳勇君 いまの問題が私は基礎だと思ひ

ます。法改正をすつと見てみ

ますと、押し着せです

ね。政府のほうできめて、それはこうやりますよと

と、これから熱処理やメッキや染色を加えようと

されます。これは技術加工です。これでもやはり新しい施設を考へな

きやならぬでし

ようし、それ

からJISができた

ても十数年にな

りますから、一生懸命が

んばりまして、これ以上あ

まり前

進しないといふ工場もた

くさんあります。そ

ういふものにはこのJISに

関係する融資とい

うものが私は急務じゃないかと、そうしますと、国

際的な規格にいたしま

しても負けないよう

なものができると思

ひます。最後の問題

は、あとでま

た工業技術院にずっと詳しく質問してまいりますけれども、大きく言って、三木通産大臣が腹に入られておきませんと、工業技術院のほうで立案しましたも、大臣がいいとおっしゃらぬと困るのですから、もう一回大臣の見解を聞いておきます。あとは大臣はおられぬでも大体論議できるのですから、技術的な問題ですから、大臣の重ねての見解を聞いておきたいと思ひます。

○国務大臣(三木武夫君) 小柳さんの御指摘ごもつともだと思ひます。やはり全般の国政の中でも、こういふじみない問題、たとえば科学技術の面でも、拾つてみると三十億圓くらいしかないのです。いろいろな拾つてみてやはり少ない。これからの問題というのは、国際競争力といったところで、みな戦後復興できたのですから、質の競争になつていくし、こういうことで工業の規格、これまた品質の改善のために非常に大事なことで、これから、こういう点で今後御指摘のように、どうしてもこれは役所から言へば、いろいろなほかにある予算面などに比べたら、どうしても見落とされるような面ですが、私は実には大事な点であると思ひ、できる限りそういう機運を助長するような方法というものは、これはほんとうに検討したいという心境でございます。

○委員長(村上春蔵君) 他に御発言もなければ、本案に関する質疑は、本日のところこの程度にいたしたいと存じます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後一時四分散会

三月十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、中小企業者の事業分野の確保に関する法律案(衆)

一、官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法律案(衆)

中小企業者の事業分野の確保に関する法律案
中小企業者の事業分野の確保に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、国民経済上中小企業者の事業分野として確保することが適切であると認められる業種を指定し、当該業種に属する事業の分野への大企業者の進出に対し必要な規制を行ない、もつて中小企業者の存立の基盤を擁護し、あわせて経済秩序の維持を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、中小企業組織法(昭和四十一年法律第 号)第三条第一項に規定する中小企業者をいう。

2 この法律において「大企業者」とは、事業を営む者であつて、中小企業者以外のものをいう。

(業種の指定)

第三条 中小企業者の事業分野として確保すべき業種は、製造業、建設業又はサービス業に属する業種のうち、当該業種に属する事業を営む者の総数のおおむね五分の四以上が中小企業者であり、かつ、当該業種に属する事業に係る過去一年間の生産実績又は取扱量のおおむね三分の二以上が中小企業者によつて占められているものであること、経済的に中小規模の企業形態による事業経営にも適切であり、かつ、当該業種に属する事業の分野に大企業者が進出することが中小企業者の事業活動を著しく圧迫すると認められるものについて、政令で指定する。

(届出)

第四条 前条の規定により指定された業種(以下「指定業種」という。)に属する事業を当該指定があつた際現に営んでいる者及び当該指定後において新たに営もうとする者は、省令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならぬ。その事業を廃止したときも、また同様とする。

(大企業者の進出制限等)

第五条 第三条の規定による指定があつた後は、

大企業者は、当該指定業種に属する事業を新たに営み、又は当該指定業種に属する事業の設備の新設、増設その他の政令で定める経営規模の拡張をしてはならない。

(大企業者に対する命令)

第六条 主務大臣は、指定業種につき、大企業者の事業活動により相当部分の中小企業者が圧迫を受けその存立に重大な悪影響を受けていると認めるときは、当該大企業者に対し、その圧迫を緩和するための適切な措置をとるべきことを命ずることができる。

(脱法的行為の禁止)

第七条 大企業者は、第三条の規定による指定があつた後は、指定業種に属する事業を営む中小企業者に対し、新たに資本的又は人的関係において支配力を及ぼしてはならない。

2 大企業者が資本的又は人的関係において支配力を及ぼしている中小企業者は、第五条及び前条の規定の適用については、大企業者とみなす。

3 前二項に規定する資本的又は人的関係において支配力を及ぼす行為は、政令で定める。

(排除措置)

第八条 主務大臣は、大企業者が前条第一項の規定に違反する行為をしていると認めるときは、当該大企業者に対し、当該違反行為を排除するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(諮問)

第九条 主務大臣は、第三条、第五条若しくは七条第三項の規定による政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするときは、又は第六条若しくは前条の規定による命令をしようとするときは、中小企業審議会にはかり、その意見を尊重しなければならない。

(主務大臣)

第十条 この法律における主務大臣は、中小企業大臣及び当該業種に属する事業を所管する大臣とする。

(権限の委任)

第十一条 この法律により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、都道府県知事に行なわせることができる。

(罰則)

第十二条 次の各号の一に該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第五条の規定に違反した者

二 第六条又は第八条の規定による命令に違反した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第十三条 第四条の規定に違反して届出を怠り、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法律案

官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、国、地方公共団体及び公社等が物品又は役務を調達するため請負、購入その他の契約をする場合において、中小企業者に対するその発注を確保する措置を講ずることにより、中小企業者の事業活動の機会を確保し、もつて国民経済の健全な発達に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「各省各庁」とは、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十一条に規定する各省各庁をいい、「各省各庁の長」とは、同法第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

2 この法律で「公社等」とは、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、日本住宅公団、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、水資源開発公団、愛知用水公団、農地開発機械公団、森林開発公団、特定船舶整備公団、労働福祉事業団、産地地域振興事業団、公害防止事業団、帝都高速交通公団、日本原子力研究所、原子燃料公社その他政令で定めるこれらに類するものをいい、「公社等の長」とは、公社等の総裁、理事長その他の長をいう。

3 この法律で「官公需契約」とは、国、地方公共団体又は公社等（以下これを「国等」という。）が製造業又は建設業に属する業種のうち政令で定めるもの（以下「指定業種」という。）に属する事業を営む者から物品の給付又は役務（土木、建築等の工事を含む。）の提供を受けることを内容とする契約をいう。

4 この法律で「中小企業者」とは、中小企業組織法昭和四十二年法律第 号第三条第一項に規定する中小企業者をいう。

（官公需契約の割合の公表）
第三条 内閣総理大臣は、中小企業審議会の答申に基づき、あらかじめ、国等が当該会計年度又は当該事業年度において指定業種に属する事業を営む中小企業者となす官公需契約の発注量が当該年度における官公需契約の発注総量に対して占めるべき割合を定め、これを公表するものとする。

（各省各庁の長等の義務）
第四条 各省各庁の長、地方公共団体の長及び公社等の長は、毎会計年度又は毎事業年度において指定業種に属する事業を営む中小企業者となす官公需契約の発注量の当該年度における官公需契約の発注総量に対して占める割合が、少なくとも前条の規定により公表された割合に達するように努めるものとする。

（契約の特例）
第五条 各省各庁の長、地方公共団体の長及び公社等の長は、指定業種に属する事業を営む中小企業者となす官公需契約の発注量の当該年度における官公需契約の発注総量に対して占める割合が、少なくとも前条の規定により公表された割合に達するように努めるものとする。

（政令への委任）
第八条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

者となす官公需契約の発注量の官公需契約の発注総量に対して占める割合が第三条の規定により公表された割合に達するようにするため必要があるとき、官公需契約につき、国等がなす契約に属する法令又は公社等の定め規定にかかわらず、指定業種に属する事業を営む中小企業者のみの一般競争に付することができる。

（実績の報告）
第六条 各省各庁の長は、内閣総理大臣に対し、毎会計年度終了後四月以内に、当該年度において指定業種に属する事業を行なう者とした官公需契約の実績についての報告書を提出しなければならない。

2 地方公共団体の長は、自治大臣に対し、毎会計年度終了後四月以内に、当該年度において指定業種に属する事業を行なう者とした官公需契約の実績についての報告書を提出しなければならない。

3 公社等の長は、それぞれその公社等を監督する大臣に対し、毎事業年度終了後四月以内に、当該年度において指定業種に属する事業を行なう者として官公需契約の実績についての報告書を提出しなければならない。

4 自治大臣及び公社等を監督する大臣は、前二項の規定による報告書が提出されたときは、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

（勧告）
第七条 内閣総理大臣は、各省各庁の長、自治大臣又は公社等を監督する大臣に対し、各省各庁、地方公共団体又は公社等の行なう官公需契約に必要の勧告をすることができ、地方公共団体の行なう官公需契約に必要の勧告をすることができ、公社等を監督する大臣は、公社等の長に対し、公社等の行なう官公需契約に必要の勧告をすることができ、

（政令への委任）
第八条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則
この法律は、公布の日から施行し、この法律の施行の日以後に開始する最初の会計年度分及び事業年度分の予算に係る官公需契約から適用する。

三月十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、中小企業組織法案（衆）

中小企業組織法案
中小企業組織法
第一章 総則（第一条—第六条）
第二章 組合
第一節 通則（第七条—第十四条）
第二節 事業
第一款 通則（第十五条—第二十三条）
第二款 共同経済事業（第二十四条—第三十五条）
第三款 調整事業（第三十六条—第四十八条）
第四款 団体協約（第四十九条—第五十七条）

第三章 組合員及び会員（第五十八条—第七十一条）
第四節 設立（第七十二条—第八十一条）
第五節 管理（第八十二条—第九十一条）
第六節 解散及び清算（第九十二条—第一百二十八条）
第七節 事業活動の規制に関する命令等（第一百二十九条—第一百三十八条）

第三章 中央会
第一節 通則（第一百三十九条—第一百四十条）
第二節 事業（第一百四十一条—第一百四十二条）

第三章 中央会
第一節 通則（第一百三十九条—第一百四十条）
第二節 事業（第一百四十一条—第一百四十二条）

第三章 中央会
第一節 通則（第一百三十九条—第一百四十条）
第二節 事業（第一百四十一条—第一百四十二条）

第三節 会員（第一百四十三条—第一百四十七条）
第四節 設立（第一百四十八条—第一百五十一条）
第五節 管理（第一百五十二条—第一百六十一条）
第六節 解散及び清算（第一百六十二条—第一百七十七条）
第四章 助成（第一百六十八条—第一百七十一条）
第五章 雑則（第一百七十二条—第一百九十条）
第六章 罰則（第一百九十一条—第二百七条）
附則
第一章 総則

（目的）
第一条 この法律は、中小企業者等が相互扶助の精神に基づき自主的に共同経済事業又は調整事業を行なうために必要な組織を設けることができるようにし、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、並びにその経営の安定及び合理化を図り、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

（中小企業等協同組合等の種類）
第二条 この法律による中小企業等協同組合は、次の各号に掲げるものとする。
一 事業協同組合
二 勤労事業協同組合
三 下請協同組合
四 商店街協同組合
五 環境衛生協同組合
六 共済協同組合
七 信用協同組合
八 企業協同組合
九 協同組合連合会

2 この法律による中小企業団体中央会は、次に掲げるものとする。
一 都道府県中小企業団体中央会
二 全国中小企業団体中央会

（定義）
第三条 この法律において「中小企業者」とは、次

（定義）
第三条 この法律において「中小企業者」とは、次

の各号に掲げる者をいう。

一 常時使用する従業員の数が三百人以下の者であり、かつ、会社にあつては、資本の額又は出資の総額が五千万円以下のものであるとして、工業、鉱業、運送業その他の業種（次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 常時使用する従業員の数が三十人以下の者であつて、商業又はサービス業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 常時使用する従業員の数が政令で業種ごとに定める数以下の者であり、かつ、会社（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むものを除く。）にあつては、資本の額又は出資の総額が政令で業種ごとに定める額以下のものであるとして、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 中小企業等協同組合であつて、前各号に掲げる者のみを直接又は間接の構成員とするもの

2 この法律において「勤労事業者」とは、次の各号に掲げる者をいう。

一 前項第一号から第三号までに掲げる者のうち、常時使用する従業員の数がおおむね十人以下の者であり、かつ、会社にあつては、資本の額又は出資の総額が百万円以下のものであるとして、工業、鉱業、運送業その他の業種（次号に掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 前項第一号から第三号までに掲げる者のうち、常時使用する従業員の数がおおむね三人以下の者であつて、商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

三 中小企業等協同組合であつて、前二号に掲げる者のみを直接又は間接の構成員とするもの

3 この法律において「資格事業」とは、中小企業

等協同組合の組合員（協同組合連合会にあつては、会員たる中小企業等協同組合（会員が協同組合連合会である場合にあつては、その会員たる中小企業等協同組合）の組合員）の資格として当該中小企業等協同組合の定款で定められる事業をいう。

（人格及び住所）

第四条 中小企業等協同組合（以下「組合」という。）及び中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）は、法人とする。

2 組合及び中央会の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（基準及び原則）

第五条 組合及び中央会は、この法律に別段の定めのある場合のほか、原則として、次の各号に掲げる要件を備えなければならない。

一 構成員の相互扶助を目的とすること。

二 構成員が任意に加入し、又は脱退することができること。

三 構成員の議決権及び選挙権は、平等であること。

四 剰余金の配当は、主として事業の利用分償に充てず、その限度が定められていること。

2 組合及び中央会は、その行なう事業によつてその構成員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の構成員の利益のみを目的としてその事業を行なつてはならない。

3 組合及び中央会は、特定の政党のために利用してはならない。

（登記）

第六条 組合及び中央会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第二章 組合

第一節 通則

（名称）

第七条 組合は、その名称中に、次の文字を用いなければならない。

一 事業協同組合にあつては、協同組合

二 勤労事業協同組合にあつては、勤労事業協同組合

三 下請協同組合にあつては、下請協同組合

四 商店街協同組合にあつては、商店街協同組合

五 環境衛生協同組合にあつては、環境衛生協同組合

六 共済協同組合にあつては、共済協同組合

七 信用協同組合にあつては、信用協同組合又は信用組合

八 企業協同組合にあつては、企業協同組合

九 協同組合連合会にあつては、その種類に従い、協同組合、勤労事業協同組合、下請協同組合、商店街協同組合、環境衛生協同組合、共済協同組合、信用協同組合、企業協同組合又は企業協同組合のうちの一を冠する連合会

2 この法律によつて設立された組合又は他の法律によつて設立された協同組合若しくはその連合会以外の者は、その名称中に、事業協同組合、勤労事業協同組合、下請協同組合、商店街協同組合、環境衛生協同組合、共済協同組合、信用協同組合、企業協同組合又は協同組合連合会であることを示す文字を用いてはならない。

3 組合の名称については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第十九条から第二十一条まで（商号）の規定を準用する。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係）

第八条 次の各号に掲げる組合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「私的独占禁止法」という。）の適用については、同法第二十四条第一号に掲げる要件を備える組合とみなす。

一 事業協同組合、下請協同組合、商店街協同組合、環境衛生協同組合、共済協同組合又は信用協同組合であつて、その組合員たる事業者が中小企業者であるもの

二 勤労事業協同組合

三 前二号に掲げる組合をもつて組織する協同組合連合会

（地区）

第九条 第十六条各号に掲げる調整事業の全部又は一部を行なう事業協同組合又は環境衛生協同組合の地区は、それぞれ、その資格事業の種類全部又は一部が同一であり、かつ、その同一である資格事業に係る同条各号に掲げる調整事業の全部又は一部を行なう他の事業協同組合又は環境衛生協同組合の地区と重複するものであつてはならない。

2 第十六条各号に掲げる調整事業の全部又は一部を行なう下請協同組合の地区は、次の各号の一に掲げる場合を除き、その資格事業の種類全部又は一部が同一であり、かつ、その同一である資格事業に係る同条各号に掲げる調整事業の全部又は一部を行なう他の下請協同組合の地区と重複するものであつてはならない。

一 第十四条第三項第一号に掲げる一の下請協同組合の地区と当該下請協同組合の組合員の資格として定款で定める親事業者（下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二百一十号）第二条第三項に規定する親事業者をいう。以下同じ。）と異なる親事業者を組合員資格として定款で定める第十四条第三項第一号に掲げる他の下請協同組合の地区とが重複する場合

二 第十四条第三項第一号に掲げる下請協同組合の地区と同項第二号に掲げる下請協同組合の地区とが重複する場合

第十条 商店街協同組合の地区は、他の商店街協同組合の地区と重複するものであつてはならない。

第十一条 共済協同組合の地区は、一又は二以上の都道府県の区域による。ただし、定款で定める一の業種に属する事業を行なう中小企業者を組合員の資格とするものにあつては、全国の区域による。

2 一又は二以上の都道府県の区域を地区とする
共済協同組合の地区は、一又は二以上の都道府
県の区域を地区とする他の共済協同組合の地区
と重複するものであつてはならない。

第十二条 第二十二條第一項の総合調整事業を行
なう協同組合連合会であつて政令で定める割合
に相当する数以上の事業協同組合で組織するも
の地区は、全国の区域による。ただし、商業又
はサービス業に属する事業のみを資格事業とす
るものの地区は、一又は二以上の都道府県の区
域によることができる。

2 第二十二條第一項の総合調整事業を行なう協
同組合連合会であつて、政令で定める割合に相
当する数以上の下請協同組合、商店街協同組
合、環境衛生協同組合又は信用協同組合のいず
れかで組織するものの地区は、一若しくは二以
上の都道府県の区域（政令で定める割合に相当
する数以上の信用協同組合で組織する協同組合
連合会にあつては、二以上の都道府県の区域）
又は全国の区域による。

第十三条 前条第一項又は第二項に規定する協同
組合連合会の地区は、それぞれ、資格事業の種
類の全部又は一部が同一であり、かつ、その同
一である資格事業に係る第二十二條第一項の綜
合調整事業の全部又は一部を行なう他の前条第
一項又は第二項に規定する協同組合連合会であ
つて同種類のものの地区と重複するものであつ
てはならない。

2 第二十一條第一項第四号に掲げる事業を行な
う協同組合連合会の地区は、全国の区域による
ものとし、当該協同組合連合会は、全国を通じ
て一個とする。

3 第二十二條第二項に規定する協同組合連合会
であつて第十六條第二号二又はホに掲げる調整
事業を行なうものの地区は、他の第二十二條第
二項に規定する協同組合連合会であつて第十
六條第二号二又はホに掲げる調整事業を行な
うものの地区と重複するものであつてはならな
い。

（組合員の資格）

第十四条 事業協同組合の組合員たる資格を有す
る者は、その地区内において資格事業を行なう
中小企業者及び、第十六條各号に掲げる調整事
業を行なうため必要がある場合において定款で
定めたときは、中小企業者以外の者で、その地
区内において資格事業を行なうものとする。

2 勤労事業協同組合の組合員たる資格を有する
者は、その地区内において資格事業を行なう勤
労事業者とする。

3 下請協同組合の組合員たる資格を有する者
は、次の各号に掲げる者とする。
一 特定の事業者を共通の親事業者とする下請
事業者（下請代金支払遅延等防止法第二條第
四項に規定する下請事業者をいう。以下同
じ。）で組織する下請協同組合にあつては、当
該親事業者をその親事業者としてその地区内
において資格事業を行なう下請事業者及び、
第十六條各号に掲げる調整事業を行なうため
必要がある場合において定款で定めたときは
は、下請事業者以外の者で、当該親事業者か
ら製造委託又は修理委託を受けて資格事業を
行なうもの

二 特定の地区に工場又は事業場を有する下請
事業者で組織する下請協同組合にあつては、
その地区内において資格事業を行なう下請事
業者及び、第十六條各号に掲げる調整事業を
行なうため必要がある場合において定款で定
めたときは、下請事業者以外の者で、その地
区内において他の事業者から製造委託又は修
理委託を受けて資格事業を行なうもの

4 商店街協同組合の組合員たる資格を有する者
は、その地区内において小売業又はサービス業
に属する事業を行なう中小企業者及び、定款で
定めたときは、これらの者以外の者で、その地
区内において事業を行なうものとする。

5 環境衛生協同組合の組合員たる資格を有する
者は、その地区内において環境衛生関係の業種
に属する事業のうち政令で定めるものを行なう

中小企業者で定款で定めるもの及び、第十六條
各号に掲げる調整事業を行なうため必要がある
場合において定款で定めたときは、中小企業者
以外の者で、その地区内において当該政令で定
める事業を行なうものとする。

6 共済協同組合の組合員たる資格を有する者
は、その地区内において店舗、事務所又は事業
所を有する中小企業者（その者が法人である場
合にあつては、役員を含む。）及びその従業員と
し、全国の区域をその地区とする共済協同組合
にあつては、中小企業者のうち定款で定める一
の業種に属する事業を行なうもの（その者が法
人である場合にあつては、役員を含む。）及びそ
の従業員とする。

7 信用協同組合の組合員たる資格を有する者
は、その地区内において事業を行なう中小企業
者、その地区内に住所若しくは居所を有する者
又はその地区内において勤労に従事する者であ
つて定款で定めるものとする。

8 企業協同組合の組合員たる資格を有する者
は、定款で定める個人とする。

9 協同組合連合会の組合員たる資格を有する者
は、協同組合連合会の地区の全部若しくは一部
の区域を地区としてこの法律に基づいて設立さ
れた組合（企業協同組合にあつては、協同組合
連合会の地区内に店舗、事務所又は事業所を有
するものに限り。）又は他の法律に基づいて設立
された協同組合であつて、定款で定めるものと
する。

第二節 事業

第一款 通則

第十五条 （事業協同組合等の共同経済事業）
事業協同組合、勤労事業協同組合、下
請協同組合、商店街協同組合及び環境衛生協同
組合は、次の各号に掲げる事業を行なうことが
できる。

一 生産、加工、修理、販売、購買、役務の提
供、保管、運送、検査その他組合員の事業に
関する共同施設

二 組合員に対する事業資金の貸付け（手形の
割引を含む。）及び組合員のためにするその借
入れ

三 金融機関に対して組合員が負担する債務の
保証又はその金融機関の委託によるその債権
の取立て

四 組合員のためにする試験研究

五 組合員の福利厚生に関する施設

六 組合員の雇用する労働者の集団的雇入れ及
びその労働者に係る労働時間、宿舍等の労働
条件の改善に関する事業

七 組合員の事業に関する経営及び技術の改善
向上又は組合事業に関する知識の普及を図る
ための教育及び情報の提供に関する施設

八 前各号に掲げる事業に附帯する事業

2 事業協同組合、下請協同組合及び商店街協同
組合は、前項の事業のほか、組合員の事業の用
に供するための団地の造成及びこれに附帯する
事業を行なうことができる。

3 事業協同組合及び商店街協同組合は、前二項
の事業のほか、商品券の発行及び割賦購入あつ
せん並びにこれらの事業に附帯する事業を行な
うことができる。

4 商店街協同組合は、前三項の事業のほか、組
合員及び一般消費者の利便を図るため、街灯、
アーケード、駐車場等の共同施設及びこれらの
事業に附帯する事業を行なうことができる。
（事業協同組合等の調整事業）
第十六条 事業協同組合、勤労事業協同組合、下
請協同組合、商店街協同組合及び環境衛生協同
組合は、前条の事業のほか、第一号に掲げる事
業及びこれに附帯する事業（以下「安定事業」と
いう。）又は第二号に掲げる事業及びこれに附帯
する事業（以下「合理化事業」という。）（以下「調
整事業」と総称する。）を行なうことができる。
一 その組合の地区内において資格事業を行な
う中小企業者の競争が正常の程度をこえて行
なわれているため、その中小企業者の事業活
動に関する取引の円滑な進行が阻害され、そ

の相当部分の経営が著しく不安定となつており、又はなるおそれがある場合における次に掲げる制限

イ 組合員が生産（加工を含む。以下この条において同じ。）をする資格事業に係る物の種類、生産、出荷その他の取扱いの数量若しくは販売若しくは引渡しの方法に関する制限、その物の生産の設備に関する制限又はその物の原材料の購買若しくは引取りの数量若しくは方法に関する制限

ロ 組合員が生産をする資格事業に係る物の販売価格若しくは加工賃の制限又はその物の原材料の購買価格の制限

ハ 組合員が販売をする資格事業に係る物の種類若しくは販売の数量若しくは方法に関する制限、その物の販売のための設備の制限又はその物の購買の数量若しくは方法に関する制限

ニ 組合員が販売をする資格事業に係る物の販売価格又は購買価格の制限

ホ 組合員が提供をする資格事業に係る役務（修理を含む。以下この条において同じ。）の種類若しくは提供の数量若しくは方法に関する制限、役務に係る資材の購買の方法に関する制限又は役務の提供のための設備の制限

ヘ 組合員が提供をする資格事業に係る役務の提供価格の制限又は役務に係る資材の購買価格に関する制限

二 技術の向上、品質の改善、原価の引下げ、能率の増進その他経営の合理化を遂行するため特に必要がある場合における次に掲げる制限。ただし、制限に係る物、その物の原材料、役務又は役務に係る資材の数量又は価格若しくは加工賃に不当に影響を与えるものを除く。

イ 組合員が生産をする資格事業に係る物の生産の技術に関する制限、その物の種類に関する制限、その物の種類別の生産数量に

関する制限（その物の種類に関する制限を実施することが著しく困難である場合においてするものに限る。）その物の販売若しくは引渡しの方法に関する制限又はその物の原材料の購買若しくは引取りの方法に関する制限

ロ 組合員が販売をする資格事業に係る物の種類に関する制限、その物の購買の方法に関する制限又はその物の販売の方法に関する制限

ハ 組合員が提供をする資格事業に係る役務の種類に関する制限、役務の提供の方法に関する制限、役務に係る資材の種類に関する制限又は役務に係る資材の購買の方法に関する制限

ニ 組合員が資格事業に関し行なう広告、宣伝その他の事業活動の促進のための行為に関する制限

ホ 組合員が行なう資格事業に係る休日又は営業若しくは就業の時間に関する制限（事業協同組合等の団体協約の締結に関する事業）

第十七条 事業協同組合、勤労事業協同組合、下請協同組合、商店街協同組合及び環境衛生協同組合は、前二条の事業のほか、次の各号に掲げる事業を行なうことができる。

一 組合員の経済的地位の改善に関する団体協約の締結

二 組合員が雇用する労働者の労働条件その他に関する労働協約の締結

三 前各号に掲げる事業に附帯する事業（共済協同組合の事業）

第十八条 共済協同組合は、次の各号に掲げる事業を行なうものとする。

一 組合員のために火災、風水害、地震、盗難、交通事故又は爆発その他の事故によりその財産に生ずることのある損害をうめるための共済事業

二 前号に掲げる事業に附帯する事業

2 共済協同組合は、前項各号に掲げる事業のほか、次の各号に掲げる事業を行なうことができる。

一 組合員と生計を一にする親族又は組合員たる組合を直接若しくは間接に構成する者のために火災、風水害、地震、盗難、交通事故又は爆発その他の事故によりその財産に生ずることのある損害をうめるための共済事業

二 組合員の福利厚生に関する施設

三 共済事業に関する知識の普及を図るための調査研究及び情報の提供に関する施設

四 前各号に掲げる事業に附帯する事業（信用協同組合の事業）

第十九条 信用協同組合は、次の各号に掲げる事業を行なうものとする。

一 組合員に対する資金の貸付け

二 組合員のためにする手形の割引

三 組合員の預金又は定期積金の受入れ

四 前各号に掲げる事業に附帯する事業

2 信用協同組合は、前項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行なうことができる。

一 金融機関の業務の代理

二 前号の規定により貸付けの業務の代理をする場合において、その貸付けによつて生ずる債務の保証

三 組合員に対する有価証券の貸付け

四 国、地方公共団体その他官利を目的としない法人の預金の受入れ

五 組合員と生計を一にする配偶者その他の親族の預金又は定期積金の受入れ

六 前各号に掲げる者に対する預金又は定期積金を担保とする資金の貸付け

七 組合員のためにする内国為替取引

八 組合員のためにする有価証券の払込金の受入れ又はその元利金若しくは配当金の支払の取扱

九 組合員のためにする有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

十 前各号に掲げる事業に附帯する事業

3 信用協同組合は、前項第七号に掲げる事業を行なうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

4 信用協同組合は、第二項第八号に掲げる事業に関しては、商法第七百七十五條第二項第十号、第七百七十八條及び第七百八十九條（同法第二百八十九條ノ十四においてこれらの規定を準用する場合を含む。）（払込取扱銀行等）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第八十七條第二項第十号及び第八十九條第六号（払込取扱銀行等の証明書）の規定の適用については、これらの規定にいう銀行とみなす。

（企業協同組合の事業）

第二十條 企業協同組合は、商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行なうものとする。

（協同組合連合会の事業）

第二十一條 協同組合連合会は、次の各号に掲げる事業を行なうことができる。

一 組合員の預金又は定期積金の受入れ

二 組合員に対する資金の貸付け（手形の割引を含む。）及び組合員のためにするその借入れ

三 金融機関に対して組合員が負担する債務の保証又はその金融機関の委任によるその債権の取立て

四 組合員が共済事業を行なうことによつて負う共済責任の再共済

五 生産、加工、修理、販売、購買、役務の提供、保管、運送、検査その他協同組合連合会を直接又は間接に構成する者（以下「所屬員」という。）の事業に関する共同施設

六 所屬員の事業の用に供するための団地の造成

七 所屬員のためにする試験研究

八 所屬員の福利厚生に関する施設

九 所屬員の雇用する労働者の集団的雇入れ及びその労働者に係る労働時間、宿舍等の労働条件の改善に関する事業

十 所屬員の事業に関する経営及び技術の改善

六百五十条第一項及び第六百六十四条を除く。
(損害保険の総則)及び第二款(火災保険)の規定は、共済協同組合が締結する共済契約について準用する。

2 保険募集の取締に関する法律(昭和二十三年法律第七十一号)の規定は、共済協同組合の行なう共済事業に準用する。この場合において、同法中「大蔵大臣」又は「大蔵省」とあるのは、「主務大臣」と、同法第十八条第一項中「その役員若しくは使用人又は同項の規定により登録された損害保険代理店に対する場合」とあるのは、「その共済協同組合の組合員又はその共済協同組合の役員若しくは職員に対する場合」と読み替へるものとする。

(企業協同組合の事業に従事する者等)

第三十四条 企業協同組合の組合員の三分の二以上は、企業協同組合の行なう事業に従事しなければならない。

2 企業協同組合の行なう事業に従事する者の二分の一以上は、組合員でなければならない。

3 企業協同組合の組合員は、総会の承認を得なければ、自己又は第三者のために企業協同組合の行なう事業の部類に属する取引をしてはならない。

4 組合員が前項の規定に違反して自己のために取引をしたときは、企業協同組合は、総会の議決により、これをもつて企業協同組合のためにしたものとみなすことができる。

5 前項に定める権利は、他の組合員の一人がその取引を知つた時から二月間行使しないときは、消滅する。取引の時から一年を経過したときも同様とする。

(共同経済事業に関する規定の協同組合連合会への準用)

第三十五条 協同組合連合会(第二十一条第一項第一号又は第四号に掲げる事業を行なうものを除く。)については、第二十四条から第二十九条までの規定を準用する。

2 第二十一条第一項第四号に掲げる事業を行な

う協同組合連合会については、第三十二条第一項前段及び第三十三条第一項の規定を準用する。

3 第二十一条第五項の協同組合連合会であつて、同項において準用する第十五条第三項に規定する事業を行なうものについては、第三十条の規定を準用する。

第三款 調整事業

(調整規程の認可)

第三十六条 事業協同組合、下請協同組合、商店街協同組合又は環境衛生協同組合(以下「事業協同組合等」という。)であつて中小企業者以外の者が加入できることとなつてゐるものは、調整事業を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を定めた規定(以下「調整規程」という。)を設定し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

一 第十六条第一号又は第二号に掲げる制限の種類及び方法並びにその制限を行なう期間

二 前号に掲げる制限を実施するための検査の方法

三 手数料又は過怠金に関する事項

第三十七条 主務大臣は、前条の認可の申請に係る調整規程が次の各号(合理化事業に係る調整規程については、第二号及び第三号)に適合すると認めるときでなければ、同条の認可をしてはならない。

一 第十六条第一号に掲げる事態を克服するための最少限度をこえないこと。

二 不当に差別的でないこと。

三 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

2 主務大臣は、前条の認可に係る処分をする場合において、その認可の申請に係る事業協同組合等の資格事業について第十六条第一号に掲げる事態が生じているかどうかを判断するに当たつては、中小企業審議会に諮問して定める基準に従ふなければならない。

第三十八条 主務大臣は、第三十六条の認可の申請を受理した日から二月以内に、認可又は不認可の通知を発しなければならない。

2 前項の期間内に同項の通知が発せられなかつたときは、その期間が満了した日に、第三十六条の認可があつたものとみなす。この場合には、事業協同組合等は、主務大臣に対し、認可に関する証明をすべきことを請求することができる。

3 主務大臣が第三十六条の認可の申請に関し、事業協同組合等に報告を求め、又は関係行政機関に照会を発したときは、その日から主務大臣がその報告又は照会に対する回答を受理するまでの期間は、第一項の期間に算入しない。この場合において、主務大臣は、関係行政機関に照会を発したときは、遅滞なく、その旨をその事業協同組合等に通知しなければならない。

(調整規程の變更命令及び認可の取消)

第三十九条 主務大臣は、調整規程の内容が第三十七条第一項各号(合理化事業に係る調整規程については、同項第二号及び第三号、以下第七十三条第四項において同じ。)に適合するものでなくなつたと認めるときは、その事業協同組合等に対し、その調整規程を變更すべきことを命じ、又はその認可を取り消さなければならない。

(調整規程の届出)

第四十条 事業協同組合等であつて中小企業者のみが加入できることとなつてゐるもの及び勤労事業協同組合は、調整事業を実施しようとするときは、調整規程を設定し、主務大臣に届け出なければならない。これを變更したときも、同様とする。

(調整規程の廃止の届出)

第四十一条 事業協同組合等及び勤労事業協同組合は、調整規程を廃止したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。(調整規程の設定等の議決)

第四十二条 調整規程の設定、變更及び廃止は、総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、総組合員の二分の一以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数をもつてしなければならない。

3 調整規程の設定は、第一項の規定にかかわらず、創立総会の議決によつてすることができる。

(過怠金)

第四十三条 事業協同組合等又は勤労事業協同組合は、調整規程で定めるところにより、調整規程に違反した組合員に対し、過怠金を課することができる。

(監査員)

第四十四条 事業協同組合等又は勤労事業協同組合は、定款で定めるところにより、調整規程の実施に関する監査を行なうため、監査員を置くことができる。

(従業員に対する配慮)

第四十五条 事業協同組合等又は勤労事業協同組合の組合員は、調整規程に従いその事業活動を制限するに当たつては、その従業員に不利益を及ぼすことがないよう努めなければならない。

第四十六条 事業協同組合等又は勤労事業協同組合の組合員は、調整規程の実施によりその従業員が離職するに至つた場合においては、その後の従業員の雇入れについてその離職した者に優先権を与えるように努めなければならない。

(総合調整規程の認可等)

第四十七条 総合調整事業を行なう協同組合連合会であつて第三十六条の規定の適用を受けるべき事業協同組合等が加入できることとなつてゐるものは、総合調整事業を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を定めた規程(以下「総合調整規程」という。)を設定し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

一 会員たる組合が行なう第十六条第一号又は第二号に掲げる制限の種類及び方法並びにその制限を行なう期間の総合調整

二 前号に掲げる制限を実施するための検査の方法の総合調整

三 手数料及び過怠金に関する事項の総合調整
2 第四十条の規定の適用を受けるべき事業協同組合等又は勤労事業協同組合のみが加入できることとなつては、同条の規定を準用する。
この場合において、同条中「調整規程」とあるのは、「総合調整規程」と読み替へるものとする。

3 第二十二條第二項の協同組合連合会が行なう調整事業については、第三十六條から第三十九條まで及び第四十一條から第四十六條までの規定を準用する。

(準用)
第四十八條 協同組合連合会が行なう総合調整事業については、第三十七條から第三十九條まで及び第四十一條から第四十四條までの規定を準用する。

第四款 団体協約

(団体協約の内容)

第四十九條 第十七條第一号又は第二十三條第一号に掲げる団体協約は、組合員又は所屬員ののためにする取引条件に関するもの、組合員又は会員ののためにする調整事業又は総合調整事業に関するものその他組合員又は所屬員の経済的地位の改善に関するものとする。

(団体協約の効力)

第五十條 第十七條第一号に掲げる団体協約は、あらかじめ総会の承認を得て、同号に掲げる団体協約であることを明記した書面をもつてすることによつて、その効力を生ずる。

2 第十七條第一号に掲げる団体協約は、直接に組合員に対してその効力を生ずる。

3 組合員の締結する契約であつて、その内容が第十七條第一号に掲げる団体協約に定める基準に違反するものについては、その基準に違反する契約の部分は、その基準によつて契約したものとみなす。

(団体交渉の応諾)

第五十一條 事業協同組合等又は勤労事業協同組合の組合員と取引関係がある事業者(中小企業者(組合を除く)を除く)は、その取引条件について事業協同組合等又は勤労事業協同組合の代表者(これらの組合が会員となつて協同組合連合会の代表者を含む)が政令で定めるところにより第十七條第一号に掲げる団体協約を締結するため交渉したい旨を申し出たときは、正当な理由がない限りその交渉に応じなければならない。

第五十二條 次の各号の一に該当する者は、事業協同組合等又は勤労事業協同組合の代表者(これらの組合が会員となつて協同組合連合会の代表者を含む)が政令で定めるところにより、調整規程又はその案を示してその調整規程による調整事業に關し第十七條第一号に掲げる団体協約を締結するため交渉をしたい旨を申し出たときは、正当な理由がない限りその交渉に応じなければならない。

一 事業協同組合等又は勤労事業協同組合の組合員と資格事業に關し取引関係にある事業者であつて、中小企業者(組合を除く)以外のもの

二 事業協同組合等又は勤労事業協同組合の組合員と資格事業に關し取引関係にある事業者をもつて組織する組合、輸出組合若しくは輸入組合又は他の法律によつて設立された協同組合若しくはこれに類する団体で政令で定めらるもの

三 事業協同組合等又は勤労事業協同組合の組合員たる資格を有する者であつて、中小企業者(組合を除く)以外のもの

四 地区内において資格事業を行なう事業者(農業協同組合、水産業協同組合、消費生活協同組合及びこれに類する団体で政令で定めらるもの並びに資格事業を営む者を除く)であつて、事業協同組合等又は勤労事業協同組合の組合員たる資格を有しないもの(政令で定める者に限る。)

2 事業協同組合等又は勤労事業協同組合の代表者は、調整規程が設定又は変更される前にその案に係る調整事業に關し、前項の規定による申出をしようとするときは、その申出に係る団体協約の内容及びその申出の相手方につき総会の承認を得なければならない。

(勧告)

第五十三條 主務大臣は、第五十一條又は前条第一項の規定による申出が行なわれた場合において、その事業協同組合等又は勤労事業協同組合の組合員たる中小企業者の経営の安定のため特に必要があると認めるときは、その事業協同組合等若しくは勤労事業協同組合又はその交渉の相手方に対し、団体協約の締結に關し必要な勧告をすることができ。

(団体協約の認可)

第五十四條 事業協同組合等であつて中小企業者以外の者が加入できることとなつて、その行なう調整事業に關し組合員たる資格を有する者と締結する第十七條第一号に掲げる団体協約は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 主務大臣は、前項の認可の申請に係る団体協約又はその變更が次の各号に適合すると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 安定事業に係るものにあつては、第十六條第一号に掲げる事態を克服するため必要な最少限度をこえないこと。

二 合理化事業に係るものにあつては、第十六條第二号に規定する要件に適合すること。

三 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

四 その団体協約又はその變更後の団体協約の定めによりその相手方が遵守すべきこととなる事項が組合員が調整規程の定めにより遵守すべき事項と同一であること。

3 第一項の団体協約については、第三十八條、第三十九條及び第四十一條の規定を準用する。

この場合において、第三十九條中「第三十七條第一項各号(合理化事業に係る調整規程については、同項第二号及び第三号。以下第七十三條第四項において同じ。）」とあるのは、「第五十四條第二項各号」と読み替へるものとする。

(団体協約の届出)

第五十五條 事業協同組合等であつて中小企業者のみが加入できることとなつて、その行なう調整事業に關し組合員たる資格を有する者と第十七條第一号に掲げる団体協約を締結したときは、当該団体協約を主務大臣に届け出なければならない。これを變更したときも、同様とする。

2 前項の団体協約については、第四十一條の規定を準用する。

(団体協約の一般的拘束力)

第五十六條 一の親事業者と組合との団体協約で定める製造委託又は修理委託に係る取引条件に關する事項については、同種の製造委託又は修理委託について当該親事業者と取引関係がある downstream事業者の四分の三以上の数の downstream事業者が当該団体協約の適用を受けることとなつたときは、当該組合の組合員(当該組合が協同組合連合会である場合にあつては、その所屬員たる組合員)以外の downstream事業者であつて、同種の製造委託又は修理委託について当該親事業者と取引関係があるものに対して、当該団体協約が適用されるものとする。

(協同組合連合会の団体協約)

第五十七條 協同組合連合会であつて第五十四條の規定の適用を受ける事業協同組合等が加入できることとなつて、その行なう調整事業に關し組合員たる資格を有するものと第十七條第一号に掲げる団体協約については、第五十條から第五十五條までの規定を、協同組合連合会であつて第五十五條の規定の適用を受ける事業協同組合等又は勤労事業協同組合のみが加入できることとなつて、その行なう調整事業に關し組合員たる資格を有するものと第十七條第一号に掲げる団体協約については、第五十條から第五十三條まで及び第五十五條の規定を準用する。

用する。この場合において、第五十四条第一項及び第二項第四号並びに第五十五条中「組合員」とあるのは、会員たる組合の組合員と、第五十二条第一項及び第五十三条中「事業協同組合等又は勤労事業協同組合の組合員」とあるのは「協同組合連合会の会員たる組合の組合員」と読み替へるものとする。

第三節 組合員及び会員

(出資)

第五十八条 組合の組合員又は会員（以下「組合員」と総称する。）は、出資一口以上を有しななければならない。

2 出資一口の金額は、均一でなければならない。

3 一組合員の出資口数は、出資総口数の百分の二十五信用協同組合にあつては、百分の十をこえてはならない。ただし、組合員の数が三人以下の場合には、この限りでない。

4 組合員の責任は、第六十条第一項の規定による経費の負担のほか、その出資額を限度とする。

5 組合員は、出資の払込みについて、相殺をもつて組合に対抗することができない。

6 企業協同組合の出資総口数の過半数は、当該組合の行なう事業に従事する組合員が保有しなければならぬ。

(議決権及び選挙権)

第五十九条 組合員は、各一個の議決権及び役員又は総代の選挙権を有する。ただし、総合調整事業に関する事項については、協同組合連合会の会員に対しては、その組合員の数に応じて、政令で定める基準に従い、定款で定めるところにより、二個以上の議決権を与えることができる。

2 組合員は、定款で定めるところにより、第百三条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行なうことができる。この場合は、その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員

でなければ、代理人となることができない。

3 前項の規定により議決権又は選挙権を行なう者は、出席者とみなす。

4 代理人は、五人以上の組合員を代理することができない。

5 代理人は、代理権を証する書面を組合に差し出さなければならない。

(経費の賦課)

第六十条 組合（共済協同組合及び企業協同組合を除く。）は、定款で定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。

2 組合員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて組合に対抗することができない。

(使用料及び手数料)

第六十一条 組合（企業協同組合を除く。）は、定款で定めるところにより、使用料及び手数料を徴収することができる。

(加入の自由)

第六十二条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。

(加入)

第六十三条 組合に加入しようとする者は、定款で定めるところにより加入につき組合の承諾を得て、引受出資口数に應ずる金額の払込み及び組合が加入金を徴収することを定めた場合には、その支払を了した時又は組合員の持分の全部又は一部を承継した時に組合員となる。

第六十四条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者が組合に対し定款で定める期間内に加入の申出をしたときは、前条の規定にかかわらず、相続開始の時に組合員になつたものとみなす。この場合は、相続人たる組合員は、被相続人の持分について、死亡した組合員の権利義務を承継する。

2 死亡した組合員の相続人が数人あるときは、相続人の同意をもつて選定された一人の相続人に限り、前項の規定を適用する。

(持分の譲渡)

第六十五条 組合員は組合の承諾を得なければ、その持分を譲渡することができない。

2 組合員でないものが持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。

3 持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

4 組合員は、持分を共有することができない。

(自由脱退)

第六十六条 組合員は、三月前までに予告し、事業年度の終りに於いて脱退することができる。

2 前項の予告期間は、定款で延長することができる。ただし、その期間は、一年をこえてはならない。

(法定脱退)

第六十七条 組合員は、次の各号に掲げる理由によつて脱退する。

一 組合員たる資格の喪失

二 死亡又は解散

三 除名

四 第四百七十四条、第四百七十六条及び第四百七十七条の規定による公正取引委員会の審決

2 除名は、次の各号に掲げる組合員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合は、組合は、その総会の会日の十日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、總會において、弁明する機会を与えなければならない。

一 長期間にわたつて組合の施設を利用しない組合員

二 出資の払込み、経費の支払その他組合に対する義務を怠つた組合員

三 その他定款で定める理由に該当する組合員

3 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

(脱退者の持分の払い戻し)

第六十八条 組合員は、脱退したときは、定款で定めるところにより、その持分の全部又は一部の払い戻しを請求することができる。

2 前項の持分は、脱退した事業年度の終りにおける組合の財産によつて定める。

3 前項の持分を計算するに当たり、組合の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、組合は、定款で定めるところにより、脱退した組合員に対し、その負担に帰すべき損失額の払込みを請求することができる。

(時効)

第六十九条 前条第一項又は第三項の規定による請求権は、脱退の時から二年間行なわれないときは、時効によつて消滅する。

(払い戻しの停止)

第七十条 脱退した組合員が組合に対する債務を完済するまでは、組合は、持分の払い戻しを停止することができる。

(出資口数の減少)

第七十一条 組合員は、事業を休止したとき、事業の一部を廃止したとき、その他特にやむを得ない理由があると認められるときは、定款で定めるところにより、事業年度の終りに於いて、その出資口数を減少することができる。

2 前項の場合については、第六十八条及び第六十九条の規定を準用する。

第四節 設立

(設立の要件)

第七十二条 調整事業を行なう事業協同組合、下請協同組合及び環境衛生協同組合は、組合員たる資格を有する者の二分の一以上が組合員となるのでなければ、設立することができない。

2 中小企業者（下請協同組合にあつては、下請事業者。以下この項において同じ。）以外の者が加入することができる事業協同組合、下請協同組合及び環境衛生協同組合は、一定の取引分野における事業活動の相当部分が中小企業者によつて行なわれている事業を資格事業とするものであり、その地区内における組合員たる資格を有する者の三分の二以上が中小企業者であり、

かつ、総組合員の三分の二以上が中小企業者であるものでなければ、設立することができない。

3 商店街協同組合は、商業又はサービス業に属する事業を営む者の五十人以上が近接してその事業を営む地域であつてその相当部分が商店街を形成しているものをその地区とするのでなければ、設立することができない。

4 商店街協同組合は、組合員たる資格を有する者の三分の二以上が組合員となり、かつ、小売業又はサービス業を営む者の数が総組合員の二分の一以上になるものでなければ、設立することができない。

5 共済協同組合は、千人以上の者が組合員となるのでなければ設立することができない。

6 信用協同組合は、三百人以上の者が組合員となるのでなければ設立することができない。

7 調整事業又は総合調整事業を行なう協同組合連合会は、会員たる資格を有する組合の三分の二以上が会員となるものでなければ、設立することができない。

(発起人)
第七十三条 事業協同組合、勤労事業協同組合、下請協同組合、商店街協同組合、環境衛生協同組合、共済協同組合、信用協同組合又は企業協同組合を設立するにはその組合員にならうとする四人以上の者が、協同組合連合会を設立するにはその会員にならうとする二以上の組合が発起人となることを要する。

(共済協同組合等の出資の総額)
第七十四条 共済協同組合の出資の総額は、二百万円以上でなければならない。

2 第二十一条第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合連合会の出資の総額は、五百万円以上でなければならない。

(創立総会)
第七十五条 発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 前項の公告は、会議開催日の少なくとも二週間前までにしなければならない。

3 発起人が作成した定款の承認、事業計画の決定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

4 創立総会においては、前項の定款を修正することができない。ただし、地区及び組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。

5 創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者でその会日までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席して、その議決権の三分の二以上の多数で決する。

6 創立総会については、第五十九条、商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百四十三条(総会の延期又は続行の決議)、第二百四十四条(株主総会の議事録)、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条(株主総会の決議の取消し又は無効)の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは「中小企業組織法第七十五条第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ」と、同法第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と、同法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「中小企業組織法第七十五条第五項」と読み替へるものとする。

(設立の認可)
第七十六条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の名及び住所その他必要な事項を記載した書面を主務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

2 共済協同組合又は第二十一条第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合連合会の設立にあつては、発起人は、前項の書類のほか、事業方法書、普通共済約款又は再共済約款、共済掛金算出方法書又は再共済掛金算出方法書、責任準備金算出方法書及び常務に従事する役員の名を記載した書面を提出しなければならない。

3 信用協同組合又は第二十一条第一項第一号に掲げる事業を行なう協同組合連合会の設立にあつては、発起人は、第一項の書類のほか、業務の種類及び方法並びに常務に従事する役員の名を記載した書面を提出しなければならない。

4 主務大臣は、前二項に規定する組合以外の組合の設立については、次の各号の一に該当する場合を除き、第一項の認可をしなければならない。

一 第七十二条第一項、第二項、第三項、第四項又は第七項に規定する要件を備えていないとき。

二 設立の手続又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反するとき。

三 主務大臣は、第二項に規定する組合の設立にあつては、次の各号の一に該当する場合を除き、第一項の認可をしなければならない。

一 共済協同組合にあつては、第七十二条第五項に規定する要件を備えていないとき。

二 設立の手続又は定款、事業方法書若しくは事業計画の内容が法令に違反するとき。

三 共済の目的につき危険の分散が十分に行なわれなかつたとき、及び共済契約の締結の見込みが少なく認められるとき。

四 事業方法書、事業計画、普通共済約款又は再共済約款、共済掛金算出方法書又は再共済掛金算出方法書及び責任準備金算出方法書の内容が経営の健全性を確保し、又は組合員その他の共済契約者の利益を保護するのに適当でないとき認められるとき。

五 主務大臣は、第三項に規定する組合の設立にあつては、次の各号の一に該当する場合を除き、第一項の認可をしなければならない。

一 第七十二条第六項又は第七項に規定する要件を備えていないとき。

二 設立の手続又は定款、事業計画の内容が法令に違反するときは、業務の種類若しくは方法が法令に違反するとき。

三 地区内における金融その他の経済の事情が事業を行なうのに適切でないと認められるとき。

四 常務に従事する役員が金融業務に關して十分な経験及び識見を有する者でないと認められるとき。

五 業務の種類及び方法並びに事業計画が経営の健全性を確保し、又は預金者その他の債権者の利益を保護するのに適当でないと認められるとき。

7 第一項の認可については、第三十八条の規定を準用する。

(理事への事務引継ぎ)
第七十七条 発起人は、前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その事務を理事に引き渡さなければならない。

(出資の第一回の払込み)
第七十八条 理事は、前条の規定による引渡しを受けたときは、遅滞なく、出資の第一回の払込みをさせなければならない。

2 前項の第一回の払込みの金額は、出資一口につき、その金額の四分の一を下つてはならない。

3 現物出資者は、第一回の払込みの期日に、出資の目的たる財産の全部を給付しなければならない。ただし、登記、登録その他権利の設定又は移転をもつて第三者に対抗するため必要な行為は、組合の成立の後にすることは妨げない。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、信用協同組合又は第二十一条第一項第一号に掲げる事業を行なう協同組合連合会にあつては、理事は、前条の規定による引渡しを受けたときは、遅滞なく、出資の全額の払込みをさせなければならない。

(成立の時期)
第七十九条 組合は、主たる事業所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(成立の届出)
第八十条 組合は、成立の日から二週間以内に、

主務大臣にその旨を届け出なければならない。

(商法の準用)

第八十一条 組合の設立については、商法第四百二十八条(株式会社の設立の無効)の規定を準用する。

第五節 管理

(定款)

第八十二条 組合の定款には、次の各号に掲げる事項(共済協同組合にあつては第八号に掲げる事項を、企業協同組合にあつては第三号及び第八号に掲げる事項を除く。)を記載しなければならない。

- 一 事業
- 二 名称
- 三 地区
- 四 事務所の所在地
- 五 組合員たる資格に関する規定
- 六 組合員の加入及び脱退に関する規定
- 七 出資一口の金額及びその払込みの方法
- 八 経費の分担に関する規定
- 九 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定
- 十 準備金の額及びその積立ての方法
- 十一 役員の数及びその選挙に関する規定
- 十二 事業年度
- 十三 公告の方法

2 共済協同組合及び第二十一条第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合連合会の定款には、前項に掲げる事項のほか、共済金額又は再共済金額の削減及び共済掛金又は再共済料の追徴に関する事項を記載しなければならない。

3 組合の定款には、前二項の事項のほか、組合の存立時期又は解散の理由を定めたときはその時期又はその理由を、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名又は名称、出資の目的たる財産及びその価額並びにこれに対して与える出資口数を、組合の成立後に譲り受けることを約した財産があるときはその財産、その価格及び譲渡人の氏名又は名称を記載しなければならない。

(規約)

第八十三条 次の各号に掲げる事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

- 一 総会又は総代会に関する規定
- 二 業務の執行及び会計に関する規定
- 三 役員に関する規定
- 四 組合員に関する規定
- 五 その他必要な事項

(役員)

第八十四条 組合に、役員として理事及び監事を置く。

- 2 理事の定数は、三人以上とし、監事の定数は、一人以上とする。
- 3 役員は、定款で定めるところにより、総会において選挙する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選挙する。
- 4 理事(企業協同組合の理事を除く。以下この項において同じ。)の定数の少なくとも三分の二は、組合員又は組合員たる法人の役員でなければならない。ただし、設立当時の理事の定数の少なくとも三分の二は、組合員にならうとする者又は組合員にならうとする法人の役員でなければならない。
- 5 企業協同組合の役員は、組合員でなければならない。ただし、設立当時の役員は、組合員にならうとする者でなければならない。
- 6 理事又は監事のうち、その定数の三分の一をこえるものが欠けたときは、三月以内に補充しなければならない。
- 7 役員選挙は、無記名投票によつて行なう。
- 8 投票は、一人につき一票とする。
- 9 第七項の規定にかかわらず、役員選挙は、出席者中に異議がないときは、指名推選の方法によつて行なうことができる。
- 10 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもつて当選人と定めるべきかどうかを総会(設立当時の役員は、創立総会)にはかり、出席者の全員の同意があつた者をもつて当

選人とする。

11 一の選挙をもつて二人以上の理事又は監事を選挙する場合においては、被指名人を区分して前項の規定を適用してはならない。

(役員の変更の届出)

第八十五条 組合は、役員の名又は住所に変更があつたときは、その変更の日から二週間以内に、主務大臣にその旨を届け出なければならない。

(役員任期)

第八十六条 役員任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

2 設立当時の役員任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年をこえてはならない。

(理事会)

第八十七条 組合の業務の執行は、理事会が決する。

第八十八条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

2 組合は、定款で定めるところにより、理事が書面により理事会の議決に加わることができるものとすることができる。

(役員兼職禁止)

第八十九条 監事は、理事又は組合の使用人と兼ねてはならない。

2 次の各号に掲げる者は、その組合の理事となつてはならない。

- 一 組合の事業と実質的に競争関係にある事業であつて、資格事業以外のものを行なう者(法人である場合には、その役員)
- 二 資格事業又はこれと実質的に競争関係にある事業を行なう者(中小企業者を除く。)であつて、組合員でない者(法人である場合には、その役員)

(理事の自己契約)

第九十条 理事は、理事会の承認を受けた場合限り、組合と契約することができる。この場合

は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第百八条(自己契約)の規定を適用しない。

(理事の責任)

第九十一条 理事がその任務を怠つたときは、その理事は、組合に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。

2 理事がその職務を行なうにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。重要な事項につき第九十三条第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、同様とする。

3 第一項の理事の責任については、商法第二百六十六条第二項から第四項まで(取締役の責任)の規定を準用する。

(定款その他の書類の備付け及び閲覧等)

第九十二条 理事は、定款、規約、調整規程又は組合調整規程並びに総会及び理事会の議事録を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員名簿には、各組合員について次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 加入の年月日
- 三 出資口数、払込済金額及びその払込みの年月日

3 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は謄写を要求することができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(決算関係書類の提出、備付け及び閲覧等)

第九十三条 理事は、通常総会の会日の一週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 理事は、監事の意見書を添えて前項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

3 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(会計帳簿等の閲覧等)

第九十四条 組合員は、総組合員の十分の一以上の同意を得て、何時でも、理事に対し会計の帳簿及び書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(役員の変更)

第九十五条 組合員は、総組合員の五分の一以上の連署をもつて、役員の変更を請求することができるものとし、その請求につき総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

2 前項の規定による改選の請求は、理事の全員又は監事の全員について同時にしなければならない。ただし、法令又は定款若しくは規約若しくは調整規程若しくは総会調整規程の違反を理由として改選を請求するときは、この限りでない。

3 第一項の規定による改選の請求は、改選の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

4 第一項の規定による改選の請求があつたときは、理事は、その請求を総会の議に附し、かつ、総会の会日から七日前までに、その請求に係る役員に前項の規定による書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

5 前項の場合については、第一百条第二項及び第一百二条の規定を準用する。

(商法等の準用)

第九十六条 理事及び監事については、商法第二百五十四条第三項(取締役と会社との関係)、第二百五十八條第三項(欠員の場合の処置)、第二百六十七條から第二百六十八條ノ三まで(取締役に対する訴え及び第二百八十四條(取締役及び監査役の責任の解除)の規定を、理事について、民法第五十五条(代表権の委任)並びに商法第五十四條ノ二(取締役の職務)、第二百六十一條から第二百六十二條まで(会社代表及び第二百七十二條(株主の差止請求権)の規定を、監事については、第九十一条、商法第二百七十四條(報告を求め調査をなす権限)及び第二百七十八條(取締役と監査役との連帯責任)の規定を、理事会については、商法第二百三十九條第五項、第二百四十三條第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百五十九條から第二百五十九條ノ三まで(取締役会の招集)及び第二百六十條ノ三(取締役会の議事録)の規定を準用する。この場合において、商法第二百六十一條第三項中「第二百五十八條」とあるのは「第二百五十八條第一項」と、同法第二百八十四條中「前条第一項」とあるのは「中小企業組織法第九十三條第二項」と読み替へるものとする。

第九十七条 組合は、理事会の決議により、学識経験のある者を顧問とし、常時、組合の重要事項に關し助言を求めることができる。ただし、顧問は、組合を代表することができない。

(参事及び会計主任)

第九十八条 組合は、理事会の決議により、参事及び会計主任を選任し、その主たる事務所又は従たる事務所において、その業務を行なわせることができる。

2 参事については、商法第三十八條第一項及び第三十九條、第四十一條並びに第四十二條(支配人の規定を準用する。

第九十九条 組合員は、総組合員の十分の一以上の同意を得て、理事に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

3 第一項の規定による請求があつたときは、理事会は、その参事又は会計主任の解任の可否を決しなければならない。

4 理事は、前項の可否の決定の日の七日前までに、その参事又は会計主任に対し、第二項の書面を送付し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

(総会の招集)

第一百条 通常総会は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。臨時総会は、必要があるときは、定款で定めるところにより、何時でも招集することができる。

2 組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求があつた日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。

第一百二条 前条第二項の規定による請求をした組合員は、同項の請求をした日から十日以内に理事が総会招集の手続をしないときは、主務大臣の承認を得て総会を招集することができる。理事の職務を行なう者がいない場合において、組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得たときも、同様とする。

(総会招集の手続)

第一百三條 総会の招集は、会日の十日前までに、会議の目的たる事項を示し、定款に定めた方法に従つてしなければならない。

(通知又は催告)

第一百四條 組合の組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときはその場所)にあてればよい。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

(総会の議決事項)

第一百五條 次の各号に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

一 定款の変更
二 規約の設定、変更又は廃止

三 毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更
四 経費の賦課及び徴収の方法
五 その他定款で定める事項

2 定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

3 前項の認可については、第七十六条第四項から第七項までの規定を準用する。

(総会の議事)

第一百六條 総会の議事は、この法律又は定款若しくは規約に特別の定めのある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長は、総会において選任する。

2 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

3 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

4 総会においては、第一百三条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、定款で別段の定めをしたときはこの限りでない。

(特別の議決)

第一百七條 次の各号に掲げる事項は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一 定款の変更
二 組合の解散又は合併
三 組合員の除名
四 事業の全部の譲渡

(商法の準用)

第一百八條 総会については、商法第二百三十一條(総会の招集の決定)、第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百四十三條(株主総会の議事録)、第二百四十七條から第二百五十條まで、第二百五十二條及び第二百五十三條(株主総会の決議の取消し又は無効)の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは「中小企業組織法第二百三十二條」とする。

と、同法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「中小企業組織法第七十七条」と読み替へるものとする。

(総代会)

第九九条 組合員の総数が二百人をこえる組合（企業協同組合を除く。）は、定款で定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができる。

2 総代会は、定款が定めるところにより、組合員のうちから、その住所、事業の種類等に応じて公平に選挙されなければならない。

3 総代の定数は、その選挙の時に於ける組合員の総数の十分の一（組合員の総数が千人をこえる組合にあつては百人）を下つてはならない。

4 総代の選挙については、第八十四条第七項及び第八項の規定を準用する。

5 総代の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

6 総代会については、総会に関する規定を準用する。この場合において、第五十九条第二項中「その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員」とあるのは「他の組合員」と、同条第四項中「五人」とあるのは「二人」と読み替へるものとする。

7 総代会においては、前項の規定にかかわらず、総代の選挙（補欠の総代の選挙を除く。）をし、又は第七十七条第二号若しくは第四号に掲げる事項について議決することができない。

(出資一口の金額の減少)

第一百十條 組合は、出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

2 組合は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べべき旨を公告し、かつ、預金者及び定期積金の積金者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3 前項の一定の期間は、一月を下つてはならない。

101 債権者が前条第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、組合は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。

3 組合の出資一口の金額の減少については、商法第三百八十条株式会社社の資本減少の無効の規定を準用する。

(共済協同組合等の事業方法書等の変更)

第一百十二條 共済協同組合又は第二十一条第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合連合会は、事業方法書、普通共済約款又は再共済約款、共済掛金算出方法書又は再共済掛金算出方法書及び責任準備金算出方法書で定めた事項の変更をするには、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の認可については、第三十八條の規定を準用する。

2 前項の認可については、第三十八條の規定を準用する。

2 前項に規定する組合がその事業の全部を譲渡したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

3 前項の公告をしたときは、第一項に規定する組合の貸付金の債務者に対し、民法第四百六十七條の規定による確定日附のある証書をもつてする通知をしたものとみなす。この場合においては、その公告の日附をもつて確定日附とする。

4 第一項に規定する組合の事業の全部の譲渡については、第一百十條及び第一百十一條の規定を準用する。

(共済協同組合等の事業の譲渡の禁止)
第一百十四條 共済協同組合又は第二十一条第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合連合会は、その事業を譲渡することができない。

(共済協同組合等の余裕金運用の制限)
第一百十五條 共済協同組合又は第二十一条第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合連合会は、その業務上の余裕を次の各号に掲げる方法によるほか運用してはならない。ただし、主務大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

一 銀行、相互銀行、信託会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合又は農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工協同組合連合会若しくは協同組合連合会であつて、業として預金若しくは貯金の受入れをすることができものへの預金、貯金又は金銭信託

二 郵便貯金

三 国債、地方債又は主務省令で定める有価証券の取得

(準備金及び繰越金)
第一百十六條 組合は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の十分の一以上を準備金として積み立てなければならない。

2 前項の定款で定める準備金の額は、出資総額の二分の一を下つてはならない。

3 第一項の準備金は、損失をうめる場合を除いては、取りくずしてはならない。

4 第十五条第一項第七号又は第二十一条第一項第十号に掲げる事業を行なう組合は、その事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならない。

5 共済協同組合又は第二十一条第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合連合会は、毎事業年度末に、責任準備金及び支払準備金を計算し、これを積み立てなければならない。

6 前項の責任準備金及び支払準備金に關し必要な事項は、主務省令で定める。

(剰余金の配当)
第一百十七條 組合は、損失をうめ、前条第一項の準備金及び同条第四項の繰越金を控除した後でなければ、剰余金の配当をしてはならない。

2 剰余金の配当は、定款で定めるところにより、組合員が組合の事業を利用した分量に應じ、又は年一割をこえない範囲内において払込済出資額に應じてしなければならない。

3 企業協同組合にあつては、前項の規定にかかわらず、剰余金の配当は、定款で定めるところにより、年一割をこえない範囲内において払込済出資額に應じてし、なお剰余があるときは、組合員が企業協同組合の事業に従事した程度に應じてしなければならない。

第一百十八條 組合は、定款で定めるところにより、組合員が出資の払込みを終わるまでは、その組合員に配当する剰余金をその払込みに充てることができる。

(組合の持分取得の禁止)

第一百十九條 組合は、組合員の持分を取得し、又は買入の目的としてこれを受けることができない。

第六節 解散及び清算

(解散の理由)

第一百二十條 組合は、次の各号に掲げる理由によつて解散する。

一 總會の決議

二 組合の合併

三 組合の破産

四 定款で定める存立時期の満了又は解散理由の発生

五 第八十六條第一項又は第二項の規定による解散の命令

2 組合は、前項第一号又は第四号に掲げる理由により解散したときは、解散の日から二週間以内、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 共済協同組合又は第二十一条第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合連合会は、第一項

各号に掲げる理由のほか、第百八十八条において準用する保険業法(昭和十四年法律第四十一号)第十二条第一項の規定により認可を取り消されたときは、これによつて解散する。

4 共済協同組合又は第二十一条第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合連合会の解散の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(合併の手続)
第百二十一条 組合が合併するには、総会の議決を経なければならない。

2 組合の合併については、第百十條及び第百十條の規定を準用する。

3 合併は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 前項の認可については、第七十六條第四項から第七項までの規定を準用する。

第百二十二条 合併によつて組合を設立するに、各組合がそれぞれ総会において組合員のうちから選任した設立委員が共同して定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならぬ。

2 前項の規定による役員任期は、最初の通常総会の日までとする。

3 第一項の規定による設立委員の選任については、第百七條の規定を準用する。

4 第一項の規定による役員任期については、第百八十四條第四項本文及び第五項本文の規定を準用する。

(合併の時期及び効果)

第百二十三條 組合の合併は、合併後存続する組合又は合併によつて成立する組合が、その主たる事務所の所在地において、合併の登記をすることによつてその効力を生ずる。

2 合併後存続する組合又は合併によつて成立した組合は、合併によつて消滅した組合の権利義務(その組合がその行なう事業に関し、主務大臣の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む)を承継する。

(商法等の準用)
第百二十四條 組合の合併については、商法第百四條から第百六條まで及び第百八條から第百十條まで(合名会社の合併の無効)並びに非訟事件手続法第百三十五條ノ八(債務の負担部分の決定)の規定を準用する。

(清算人)
第百二十五條 組合が解散したときは、合併及び破産による解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。ただし、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

2 共済協同組合又は第二十一条第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合連合会が第百八十八條において準用する保険業法第十二條第一項の規定による認可の取消しにより解散したときは、前項の規定及び第百二十八條において準用する商法第百四十七條第二項の規定にかかわらず、主務大臣が清算人を選任する。

(解散後の共済金額の支払)
第百二十六條 共済協同組合又は第二十一条第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合連合会は、総会の決議、第百八十八條において準用する保険業法第十二條第一項の規定による認可の取消し又は第百八十六條第一項若しくは第二項の規定による解散命令により解散したときは、共済金額を支払うべき理由が解散の日から三月以内に生じた共済契約については、共済金額を支払わなければならない。

2 前項の組合は、第百二十條第一項第四号に掲げる理由により解散したときは、その解散の日から共済契約の期間の末日までの期間に対する共済掛金を払い、とさなければならない。

3 第一項の組合は、同項に掲げる理由により解散したときは、同項の期間が経過した日から共済契約の期間の末日までの期間に対する共済掛金を払い、とさなければならない。

(財産処分の順序)
第百二十七條 共済協同組合又は第二十一条第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合連合会

の清算人は、次の順序に従つて組合の財産を処分しなければならない。

一 一般の債務の弁済
二 共済金額並びに前条第二項及び第三項に規定する共済掛金の支払
三 残余財産の分配

(商法等の準用)
第百二十八條 組合の解散及び清算については、商法第百六條、第百二十四條、第百二十五條、第百二十九條第二項及び第三項、第百三十一條、第百三十七條第二項、第百三十八條から第百四十四條まで、第百四十六條及び第百四十七條(合名会社及び株式会社の清算)並びに非訟事件手続法第三十六條、第三十七條ノ二、第百三十五條ノ二十五第二項及び第三項、第百三十八條、第百三十七條、第百三十八條及び第百三十八條ノ三(法人の清算の監督)の規定を、組合の清算人については、第百七條から第百九十四條まで、第百九十五條第二項及び第百九十六條並びに商法第二百三十九條第五項、第二百四十二條第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百四十四條第三項(取締役と会社との関係)、第二百五十四條第三項(取締役の職務)、第二百五十八條第一項(欠員の場合の処置)、第二百五十九條から第二百五十九條ノ三まで(取締役会の招集)、第二百六十條ノ三から第二百六十一條ノ二まで(取締役会の議事録及び会社代表)、第二百六十七條から第二百六十八條ノ三まで(取締役に対する訴え)、第二百七十二條株主の差止請求権及び第二百八十四條取締役及び監査役の責任の解除)の規定を準用する。この場合において、商法第二百六十一條第三項中「第二百五十八條」とあるのは「第二百五十八條第一項」と、同法第二百八十四條中「前条第一項」とあるのは「中小企業組織法第百二十八條ニ於テ準用スル同法第九十三條第二項」と、同法第四百七十七條第二項中「前項」とあるのは「中小企業組織法第百二十五條」と、同法第四百二十六條第二項中「六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ總數ノ百

分ノ三以上ニ當ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「総組合員ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得タル組合員」と読み替へるものとする。

第七節 事業活動の規則に関する命令等
(事業活動の規制に関する命令)
第百二十九條 主務大臣は、次の各号に掲げる要件を備へ、かつ、安定事業を実施している事業協同組合等(第十四條第三項第一号に掲げる下請協同組合を除く。以下この条において同じ)の組合員たる資格を有する者であつてそれぞれその組合員以外のものの事業活動が第十六條第一号に掲げる事態の克服を阻害しており、又は当該事業協同組合等の組合員たる資格を有する者の事業活動を自主的に調整することができず、若しくはその方法によることがその事態を克服するのに適当でないに認められる場合において、このような状態が継続することは、その地区内において資格事業を行なう中小企業者(下請協同組合が安定事業を実施している場合において、下請事業者。以下この条において同じ)の経営の安定に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるときは、政令で定めるところにより、その調整規程の内容を参酌して、その資格事業に係る同号に掲げる制限を定め、その組合員たる資格を有する者に対し、これに従うべきことを命ずることができる。

一 事業協同組合、下請協同組合及び環境衛生協同組合にあつてはその地区内において資格事業を行なう者であつて中小企業者以外のものが、商店街協同組合にあつてはその地区内において事業を行なう者であつて小売業又はサービス業に属する事業を行なう中小企業者以外のものが加入することができること。

二 組合員たる資格を有する者の三分の二以上が組合員となつていないこと。

三 その地区内における資格事業の事業活動の相当部分が中小企業者によつて行なわれてい

ること。

第百三十条 主務大臣は、次に掲げる要件を備え、かつ、総合調整事業のうち安定事業に係るものを実施している協同組合連合会の地区内において資格事業を行なう者であつてその会員たる事業協同組合等（安定事業を実施しているものに限る。以下この条において同じ。）の組合員以外のものの事業活動がその地区の全部若しくは大部分について第十六条第一号に掲げる事態の克服を阻害しており、又はその協同組合連合会の会員たる事業協同組合等の全部若しくは大部分が組合員たる資格を有する者の事業活動を自主的に調整することによつては、同号に掲げる事態を克服することができず、若しくはその方法によることがその事態を克服するのに適当でないことを認められる場合において、このような状態が継続されることは、資格事業を行なう中小企業者（政令で定める割合に相当する数以上の下請協同組合で組織する協同組合連合会が総合調整事業のうち安定事業に係るものを実施している場合にあつては、下請事業者。以下この条において同じ。）の経営の安定に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるときは、政令で定めるところにより、その総合調整規程の内容を参照して、その資格事業に係る同号に掲げる制限を定め、当該協同組合連合会の会員たる資格を有する組合の組合員たる資格を有する者に対し、これに従ふべきことを命ずることができる。

一 会員たる事業協同組合等のすべてが前条第一号の要件を備えていること。
二 会員たる資格を有する組合の組合員たる資格を有する者の総数の三分の二以上が会員たる組合の組合員となつていること。

（設備新設の制限命令）

第百三十一条 主務大臣は、政令で定める資格事業につき、第百二十九条又は前条の規定により生産の設備の制限、販売のための設備の制限若

しくは役務の提供のための設備の制限に関する命令を必要に際し、又は命令をした後において、特に必要があると認められるときは、その命令の有効期間中に限り、政令で定めるところにより、その命令に係る地区内における当該資格事業に係る物の生産の設備、販売のための設備又は役務の提供のための設備の新設の制限又は禁止を命ずることができる。

（命令の決定及び形式）

第百三十二条 第百二十九条又は第百三十条の規定による命令は、その組合が總會の議決を経て申し出た場合でなければすることができない。

2 主務大臣は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、第百二十九条又は第百三十条の規定による命令をすることができ、決定し、その申出をした組合にその結果を通知しなければならない。

3 第一項の議決については、第四十二条第二項の規定を準用する。

4 第百二十九条、第百三十条又は前条の規定による命令は、主務省令をもつてするものとする。

（聴聞）

第百三十三条 主務大臣は、第百二十九条から第百三十一条までの規定による命令をしようとするときは、聴聞を行ない、広く一般の意見をきかなければならない。

（調整規程等の変更命令）

第百三十四条 主務大臣は、第百二十九条若しくは第百三十条の規定による命令をしようとするとき、又はその命令をした後において、特に必要があると認めるときは、その命令に係る組合（協同組合連合会にあつては、その会員たる組合を含む。）に対し、その調整規程又は総合調整規程を変更すべきことを命ずることができる。

（命令の変更又は取消し）

第百三十五条 主務大臣は、第百二十九条から第百三十一条までの規定による命令をした後において、これらの規定によりその命令をする要件となつた事実が変更し、又は消滅したと認める

ときは、その命令を変更し、又は取り消さなければならない。

（事務の処理）

第百三十六条 主務大臣は、第百二十九条又は第百三十条の規定による命令をする場合において、その命令の円滑な実施を図るため特に必要があるとき、その命令に係る事務の一部の処理については、その命令に係る組合（協同組合連合会にあつては、その会員たる組合を含む。）に対し必要な協力を求めることができる。

（手数料）

第百三十七条 第百二十九条又は第百三十条の規定による命令に基づく登録、割当て、検査その他の処分を受ける者は、主務省令で定めるところにより、その処分をするのに直接必要となる費用の額をこえない範囲内において主務省令で定める額の手料を納付しなければならない。

（秘密保持義務）

第百三十八条 第百三十六条の規定により第百二十九条若しくは第百三十条の規定による命令に係る事務を処理する組合の役員若しくは職員であつてその事務に従事するもの又はこれらの職にあつた者は、その職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第三章 中央会

第一節 通則

（名称）

第百三十九条 中央会は、その名称中に、次の文字を用いなければならない。

一 都道府県中小企業団体中央会（以下「都道府県中央会」という。）にあつては、その地区の都道府県の名称を冠する中小企業団体中央会
二 全国中小企業団体中央会（以下「全国中央会」という。）にあつては、全国中小企業団体中央会

2 中央会以外の者は、その名称中に、都道府県中央会又は全国中央会であることを示す文字を用いてはならない。

（数）
第百四十条 都道府県中央会は、都道府県ごとに一個とし、その地区は、都道府県の区域による。

2 全国中央会は、全国を通じて一個とする。

第二節 事業

（都道府県中央会）

第百四十一条 都道府県中央会は、次の各号に掲げる事業を行なうものとする。

一 組合の組織、事業及び経営の指導並びに連絡

二 組合の監査

三 組合に關する教育及び情報の提供

四 組合に關する調査及び研究

五 前各号に掲げる事業のほか、組合及び中小企業者の事業の健全な発展を図るために必要な事業

2 都道府県中央会は、組合、中央会及び中小企業者の事業に關する事項について、国会、地方公共団体の議會又は行政庁に建議することができる。

（全国中央会）

第百四十二条 全国中央会は、次の各号に掲げる事業を行なうものとする。

一 都道府県中央会の組織及び事業の指導並びに連絡

二 組合の連絡

三 組合に關する教育及び情報の提供

四 組合に關する調査及び研究

五 前各号に掲げる事業のほか、組合、都道府県中央会及び中小企業者の事業の健全な発展を図るために必要な事業

2 全国中央会は、その事業を行なうために必要があるときは、定款で定めるところにより、都道府県中央会に対し、その業務若しくは会計に關する報告を求め、又は事業計画の設定若しくは変更その他業務若しくは会計に關する重要な事項について指示することができる。

3 全国中央会については、前条第二項の規定を

準用する。

第三節 会員

(会員の資格)

第百四十三条 都道府県中央会の会員たる資格を有する者は、次の各号に掲げる者とする。

一 都道府県中央会の地区内に事務所を有する組合

二 前号に掲げる者以外の者であつて、定款で定めるもの

2 全国中央会の会員たる資格を有する者は、次の各号に掲げる者とする。

一 都道府県中央会

二 全部道府県の区域を地区とする組合

三 前二号に掲げる者以外の者であつて、定款で定めるもの

(議決権及び選挙権)

第百四十四条 都道府県中央会の会員は、各一個の議決権及び役員又は総代の選挙権を有する。

2 全国中央会の会員は、各一個の議決権及び役員に掲げる者に対しては、定款で定めるところにより、議決権又は選挙権の総数の五十分の一をこえない範囲内において、二個以上の議決権又は選挙権を有することができる。

3 会員は、定款で定めるところにより、第百五十九條第四項において準用する第百三条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行なうことができる。

4 前項の規定により議決権又は選挙権を行なう者は、出席者とみなす。

5 都道府県中央会にあつては、代理人は、五人以上の会員を代理することができる。

6 全国中央会にあつては、代理人は、議決権又は選挙権の総数の五十分の一をこえる議決権又は選挙権を代理して行なうことができる。

7 代理人は、代理権を証する書面を中央会に差し出さなければならない。

(経費の賦課)

第百四十五条 中央会は、定款で定めるところにより、会員に経費を賦課することができる。

2 会員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて中央会に対抗することができる。

(加入)

第百四十六条 都道府県中央会の会員たる資格を有する者が都道府県中央会に加入しようとするときは、都道府県中央会は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の会員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。

2 都道府県中央会は、全国中央会が成立したときは、すべてその会員となる。全国中央会が成立した後において成立した都道府県中央会についても同様である。

3 第百四十三条第二項第二号及び第三号に掲げる者が全国中央会に加入しようとする場合については、第一項の規定を準用する。

(脱退)

第百四十七条 都道府県中央会の会員及び都道府県中央会以外の全国中央会の会員は、一月前までに予告して、脱退することができる。

2 全国中央会の会員たる都道府県中央会は、解散によつて脱退する。

3 都道府県中央会の会員及び都道府県中央会以外の全国中央会の会員については、第六十七条の規定を準用する。

第四節 設立

(発起人)

第百四十八条 中央会を設立するには、その会員にならうとする八人以上の者が発起人となることを要する。この場合において、その発起人中に、都道府県中央会にあつては五以上の第百四十三条第一項第一号に掲げる者を、全国中央会にあつては五以上の都道府県中央会を含まなければならない。

2 都道府県中央会は、その地区内に主たる事務所を有する組合の五分の一以上が会員となるのでなければ、設立することができない。

3 全国中央会は、二十五以上の都道府県中央会が会員となるのでなければ、設立することができない。

(創立総会)

第百四十九条 発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 創立総会については、第七十五条第二項から第五項まで及び第百四十四条並びに商法第二百三十九条第五項、第二百四十二条第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百四十三条(総会の延期又は続行の決議)、第二百四十四条(株主総会の議事録)、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条(株主総会の決議の取消し又は無効)の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは「中小企業組織法第百四十九条第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ」と、同法第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と読み替へるものとする。

(設立の認可)

第百五十条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の名及び住所その他必要な事項を記載した書面を主務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

(準用)

第百五十一条 設立については、第七十七条、第七十九条及び第八十条の規定を準用する。

第五節 管理

(定款)

第百五十二条 中央会の定款には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事業

二 名称

三 事務所の所在地

四 会員たる資格に関する規定

五 会員の加入及び脱退に関する規定

六 経費の分担に関する規定

七 役員の数及びその選挙に関する規定

八 事業年度

九 公告の方法

(規約)

第百五十三条 次の各号に掲げる事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規定で定めることができる。

一 総会又は総代会に関する規定

二 業務の執行及び会計に関する規定

三 役員に関する規定

四 会員に関する規定

五 その他必要な事項

(役員)

第百五十四条 中央会に、役員として会長一人、理事五人以上及び監事二人以上を置く。

(役員職務)

第百五十五条 会長は、中央会を代表し、理事会の定めるところに従い、その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、中央会を代表し、会長を補佐して中央会の事務を掌理し、会長に事故があるときにはその職務を代理し、会長が欠員のときにはその職務を行なう。

3 監事は、中央会の業務及び会計の状況を監査する。

(理事会)

第百五十六条 会長及び理事をもつて理事会を構成する。

2 中央会の業務の執行は、理事会が決する。

3 理事会の議事は、会長及び理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

(商法等の準用)

第百五十七条 会長、理事及び監事については、第八十四条第三項、第四項及び第六項から第十項まで、第八十五条並びに第八十六条並びに商法第二百五十四條第三項(取締役と会社との関係)及び第二百五十四條ノ二(取締役の義務)の規定を、会長及び理事については、第九十条及び第九十一条並びに民法第四十四条第一項(法人の不法行為能力)及び第五十五条(代表権)

の委任)の規定を、会長については、第九十二条から第九十四条までの規定を、監事については、第八十九条第一項の規定を、理事会については、第八十八条第二項及び第九十六条の規定を準用する。この場合において、第八十四条第八項中「一人」とあるのは、「二人(全国中央会にあつては、選挙権一個)」と読み替へるものとす。

第百五十八条 中央会は、学識経験のある者を顧問とし、常時、中央会の重要事項に關し助言を求めることが出来る。ただし、顧問は、中央会を代表することができない。

(総会)

第百五十九条 会長は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならぬ。

2 会長は、必要があるとき、定款で定めるところにより、何時でも臨時総会を招集することができる。

3 次の各号に掲げる事項は、都道府県中央会にあつては総会員の半数以上が、全国中央会にあつては議決権の総数の半数以上に當たる議決権を有する会員が出席し、それぞれその議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一 定款の変更

二 中央会の解散

三 会員の除名

4 総会については、第百一条第二項、第百二条から第百四条まで、第百五条第一項及び第二項並びに第百六条並びに商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項(特別利害關係人の議決権)、第二百四十三条(総会の延期又は続行の決議)及び第二百四十四条(総会の議事録)の規定を準用する。この場合において、第百一条第二項中「理事会」とあり、第百二条中「理事」とあるのは「会長」と、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「中小企業組織法第百五十九条第四項ニ於テ準用スル同法第百三条」と読み替へるものとす。

(総代会)

第百六十条 会員の総数が二百人をこえる都道府県中央会は、定款で定めるところにより、総会に代るべき総代会を設けることができる。

2 総代会については、都道府県中央会の総会に關する規定及び第百九条第二項から第五項までの規定を準用する。この場合において、第百四十四条第五項中「五人」とあるのは「二人」と読み替へるものとす。

3 総代会においては、前項の規定にかかわらず、総代の選挙(補欠の総代の選挙を除く)をし、又は前条第三項第二号に掲げる事項について議決することができない。

(部会)

第百六十一条 中央会は、定款で定めるところにより、組合の種類ごとに部会を設けることができる。

第六節 解散及び清算

(解散の理由)

第百六十二条 中央会は、次の各号に掲げる理由によつて解散する。

一 総会の議決

二 破産

三 第百八十六条第二項の規定による解散の命令

令

2 中央会は、前項第一号に掲げる理由により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(清算人)

第百六十三条 中央会が解散したときは、破産による解散の場合を除いては、会長がその清算人となる。ただし、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

(清算事務)

第百六十四条 清算人は、就職の後遅滞なく、中央会の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出して、その承認を求めなければならない。

(財産分配の制限)

第百六十五条 清算人は、中央会の債務を弁済した後でなければ、中央会の財産を分配することができない。

(決算の承認)

第百六十六条 清算事務が終了したときは、清算人は、遅滞なく決算報告書を作り、これを総会に提出して、その承認を求めなければならない。

(民法等の準用)

第百六十七条 解散及び清算については、民法第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十二条まで(法人の清算)並びに非訟事件手続法第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第百三十五條ノ二十五第二項及び第百三十八條ノ三(法人の清算の監督)の規定を、清算人については、第八十九条第一項、第九十条、第九十二条、第九十三条、第百一条第二項、第百二条並びに第百五十九条第一項及び第二項、民法第四十四条第一項(法人の不法行為能力)並びに商法第二百五十四条第三項(会社と取締役との關係)及び第二百五十四条ノ二(取締役の義務)の規定を準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは「中小企業組織法第百六十三条」と、第三十八条中「理事会」とあるのは「監事」と読み替へるものとす。

第四章 助成

(助成措置)

第百六十八条 政府は、組合がその組合員(協同組合連合会にあつては、その所屬員)の事業の振興若しくは近代化を図るための共同施設又は従業員の福利厚生を図るための施設を新設又は又は増設する場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、組合に対して、当該施設の新設又は増設に要する経費の一部を補助することができる。

2 政府は、予算の範囲内において、政令で定め

るところにより、組合に対し、その事務に要する経費の一部を補助することができる。

第百六十九条 政府は、事業協同組合若しくは商店街協同組合又は主としてこれらの組合で組織される協同組合連合会が設置する街灯に使用される電気の料金については、他の一般の需要に応じ供給される電気の料金よりも軽減されるように特別の措置を講じなければならない。

(免税)

第百七十条 組合の所得のうち、組合事業の利用分額に應じて組合が配当した剰余金の額に相當する金額については、その組合には、租税を課さない。

(企業協同組合の組合員の所得に対する課税)
第百七十一条 企業協同組合の組合員が企業協同組合の行なう事業に従事したことによつて受ける所得のうち、企業協同組合が組合員以外の者であつて、企業協同組合の行なう事業に従事するものに対して支払う給料、賃金、費用弁償、賞与及び退職給付並びにこれらの性質を有する給与と同一の基準によつて受けるものは、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の適用については、給与所得又は退職所得とする。

第五章 雑則

(私的独占禁止法の適用除外)
第百七十二條 私的独占禁止法の規定は、第三十六條若しくは第四十七條第一項の認可を受けた調整規程若しくは組合調整規程又は第五十四條第一項(第五十七條において準用する場合を含む)の認可を受けた団体協約及びこれらに基づいてする行為には、適用しない。ただし、次の各号の一に該當するときは、この限りでない。

一 不公正な取引方法を用いるとき、又は組合員に不公正な取引方法に該當する行為をさせるようにするとき。

二 次条第五項の規定による公示があつた後一月を経過したとき。ただし、同条第四項の請求に応じ、主務大臣が第三十九条第四十八條又は第五十四條第三項(第五十七條において

準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による処分をした場合を除く。

2 次条第四項の規定による請求が調整規程又は組合調整規程の定めの一節について行なわれたときは、前項第二号の規定にかかわらず、私的独占禁止法の規定は、その調整規程又は組合調整規程の定めのうちその請求に係る部分以外の部分及びこれに基づいてする行為には、適用しない。

3 私的独占禁止法の規定は、組合（第八条各号に掲げる組合を除く。）が第十五条に規定する事業又は第二十一条第一項第二号若しくは第五号から第十号までに掲げる事業若しくはこれらの事業に係る同項第十二号に掲げる事業として行なう行為には、適用しない。ただし、不正の取引方法を用いるとき、又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなるときは、この限りでない。

（公正取引委員会との関係）
第百七十三條 主務大臣は、第十六条第一号ロ、ニ若しくはヘに掲げる制限に係る調整規程若しくは組合調整規程について第三十六条若しくは第四十七条第一項の認可をしうとするとき、又はその調整規程若しくは組合調整規程に係る団体協約について第五十四条第一項（第五十七条において準用する場合を含む。）の認可をしうとするときは、公正取引委員会の同意を得なければならぬ。

2 主務大臣は、第三十六条、第五十四条第一項（第五十七条において準用する場合を含む。）若しくは第四十七条第一項の認可をしうとするとき（前項に規定する場合を除く。）又は第五十九条若しくは第百三十条の規定による命令をしうとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

3 主務大臣は、第三十九条（第四十八条又は第五十四条第三項（第五十七条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）又は第百三十四条の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

4 公正取引委員会は、組合が第三十六条若しくは第四十七条第一項の認可を受けた調整規程若しくは組合調整規程の内容が第三十七条第一項各号（第五十七条において準用する場合を含む。）に適合するものでなくなつたと認めるとき、又は組合が第五十四条第一項（第五十七条において準用する場合を含む。）の認可を受けた団体協約の内容が第五十四条第二項各号（第五十七条において準用する場合を含む。）に適合するものでなくなつたと認めるときは、主務大臣に対し、第三十九条（第四十八条又は第五十四条第三項（第五十七条において準用する場合を含む。））の規定による処分をすべきことを請求することができる。

5 公正取引委員会は、前項の規定により請求をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

（排除措置）
第百七十四條 公正取引委員会は、組合（勤労事業協同組合を除く。）の組合員たる事業者でその常時使用する従業員の数が百人をこえるものが実質的に小規模の事業者でないことを認めるときは、この法律の目的を達成するために、第百七十六條に規定する手続に従い、その事業者を組合から脱退させることができる。

第百七十五條 公正取引委員会は、組合の所屬員であつて中小企業者以外のものが第十五条又は第二十一条に規定する事業を利用することが公共の利益に反して一定の取引分野における競争を実質的に制限し、又は制限するおそれがあることを認めるときは、その組合員に対し、その事業の利用を禁止することができる。

第百七十六條 前二條の場合については、私的独占禁止法第四十條から第四十二條まで（公正取引委員会の権限）、第四十五條から第六十一條ま

で、第六十四條、第六十六條第二項、第六十九條、第七十條、第七十條の二（事実の報告、事件の調査、審判、審決その他事件処理の手續）、第七十五條、第七十六條（雜則）、第七十七條、第七十八條、第八十條から第八十三條まで及び第八十八條の二（訴訟）の規定を準用する。

（東京高等裁判所の管轄権）
第百七十七條 前條の規定による公正取引委員会の審決に係る訴訟については、第一審の裁判権は、東京高等裁判所に属する。

2 前項に掲げる訴訟事件は、私的独占禁止法第八十七條第一項の規定により東京高等裁判所に設けられた裁判官の合議体に取り扱うものとする。

（不服の申出等）
第百七十八條 組合若しくは中央会の業務若しくは会計が法令若しくは定款若しくは規約に違反し、又は組合若しくは中央会の運営が著しく不当であると考ふる組合員又は会員は、その事由を添えて、文書をもつてその旨を主務大臣に申し出ることができる。

2 主務大臣は、前項の申出があつたときは、この法律の定めるところに従い、必要な措置を採らなければならない。

3 第百二十九條、第百三十條又は第百三十一條の規定による命令に不服のある者は、その旨を記載した書面をもつて主務大臣に対して不服を申し出ることができる。

4 第百三十六條の規定により第百二十九條又は第百三十條の規定による命令に係る事務を処理する組合がその事務の処理としてした行為に不服のある者は、主務大臣に対して行政不服審査法（昭和三十三年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。

（検査の請求）
第百七十九條 組合員又は会員は、その総数の十分の一以上（協同組合連合会にあつては、議決権の総数の十分の一以上に当たる議決権を有する会員）の同意を得て、その組合又は中央会の

業務又は会計が法令又は定款若しくは規約に違反する疑があることを理由として、主務大臣にその検査を請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、主務大臣は、その組合又は中央会の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

（決算関係書類の提出）
第百八十條 組合（信用協同組合及び第二十一条第一項第一号に掲げる事業を行なう協同組合連合会を除く。）及び中央会は、毎事業年度、通常総会の終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を主務大臣に提出しなければならない。

（報告の徴収）
第百八十一條 主務大臣は、毎年一回を限り、組合又は中央会から、その組合員又は会員、役員、使用人、事業の分掌その他組合又は中央会の一般的状況に関する報告であつて、組合又は中央会に関する行政を適正に処理するために特に必要なものを徴収することができる。

第百八十二條 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、組合、中央会、組合員たる資格を有する者、第五十二条第一項各号に掲げる者であつて同項の規定による申出を受けたもの又は第百三十一條の規定による命令に係る設備を設置している者に対し、その業務又は経理の状況に関し必要な報告をさせることができる。

（立入検査）
第百八十三條 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、組合員たる資格を有する者又は第百三十一條の規定による命令に係る設備を設置している者の工場、事業場、事務所又は倉庫に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は設備、製品若しくは原材料を検査させることができる。

2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、組合又は中央会の事務所

に立ち入り、業務又は経理の状況を検査させることができる。

3 第二項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(主務大臣の命令)

第百八十四条 主務大臣は、組合若しくは中央会の業務若しくは会計が法令、定款、規約若しくは調整規程若しくは総合調整規程に違反し、若しくは組合若しくは中央会の運営が著しく不当であると認めるとき、又は組合若しくは中央会が正当な理由がないのに成立の日から一年以上に事業を開始せず、若しくは引き続き一年以上その事業を停止していると認めるときは、その組合又は中央会に対し、期間を定めて必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(役員等の解任)

第百八十五条 主務大臣は、第百三十六条の規定により第百二十九条又は第百三十条の規定による命令に係る事務を処理する組合の役員又は監査員であつてその事務に従事するものがその事務を不当に処理し、又は役員若しくは監査員たるに適しない非行をしたと認めるときは、これを解任することができる。

(組合等に対する解散の命令)

第百八十六条 主務大臣は、組合が第七十二条に規定する要件を欠くに至つたと認めるときはその組合に対し、協同組合連合会の会員たる組合が一となつたときはその協同組合連合会に対し解散を命ずることができる。

2 主務大臣は、組合又は中央会が第百八十四条の規定による命令に違反したとき、又は組合の地区、資格事業の種類その他の構成がその事業を行なうのに適当でなくなつたと認めるときは、その組合又は中央会に対し、解散を命ずることができる。

(弁明の機会の供与)

第百八十七条 主務大臣は、前条の規定による命令をしようとするときは、その組合又は中央会に対し、あらかじめ命令をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

(保険業法の準用)

第百八十八条 保険業法第八條、第九條、第十條第二項及び第十二條の規定は、共済協同組合及び第二十一条第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合連合会に準用する。

(中小企業審議会)

第百八十九条 中小企業審議会は、関係各大臣の諮問に応じ、組合の調整事業又は総合調整事業に関する重要事項を調査審議する。

2 主務大臣は、第百二十九条、第百三十条又は第百三十一条の規定による命令をしようとするときは、中小企業審議会に諮問しなければならない。

(主務大臣及び主務省令)

第百九十条 この法律において主務大臣は、次のとおりとする。

一 次号及び第三号に掲げる事項を除く事項については、中小企業大臣及び資格事業を所管する大臣

二 共済協同組合及び第二十一条第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合連合会並びに信用協同組合及び第二十一条第一項第一号に掲げる事業を行なう協同組合連合会に関する事項については、中小企業大臣及び大蔵大臣

三 中央会に関する事項については、中小企業大臣

2 主務大臣は、政令で定めるところにより、この法律による権限の一部を地方支分部局の長又は都道府県知事に委任することができる。

3 この法律において主務省令は、第一項第一号及び第二号に掲げる事項については、それぞれ当該各号に掲げる主務大臣の発する命令とし、同項第三号に掲げる事項については、中小企業

省令とする。

第六章 罰則

第百九十一条 組合の役員がいかなる名義をもつてするかを問わず、組合の事業の範囲外において、貸付けをし、手形の割引をし、又は投機取引のために組合の財産を処分したときは、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条がある場合は、同法による。

第百九十二条 第百三十六条の規定により第百二十九条又は第百三十条の規定による命令に係る事務を処理する組合の役員又は職員であつて、その事務に従事するものがその職務に関しわいろを受取し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、七年以下の懲役に処する。

第百九十三条 前条に掲げる役員又は職員になろうとする者がその担当すべき職務に関し請託を受けてわいろを受取し、又は要求し、若しくは約束したときは、同条に掲げる役員又は職員となつた場合において、二年以下の懲役に処する。

2 前条に掲げる役員又は職員であつた者がその在職中に請託を受けて職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに關しわいろを受取し、又は要求し、若しくは約束したときも、前項と同様とする。

第百九十四条 前二条の場合において、收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第百九十五条 第百九十二条又は第百九十三条に規定するわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第百九十六条 第百三十八条の規定に違反して、

その職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第百九十七条 第百二十九条、第百三十条又は第百三十一条の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第百九十八条 第三十六条又は第四十七条第一項の認可を受けずに調整規程又は総合調整規程を実施した組合の理事は、十万円以下の罰金に処する。

第百九十九条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第七條第二項の規定に違反した者

二 第二十六條第四項(第三十五條第一項において準用する場合を含む。)において準用する倉庫業法第二十七條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第四十七條(第四十條第二項において準用する場合を含む。)、第四十一條(第四十七條第三項、第四十八條又は第五十五條第二項において準用する場合を含む。)、又は第五十五條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第百七十九條第二項又は第百八十三條第一項若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第百九十条 組合が第百三十四条の規定による命令に違反したときは、その組合の理事は、三万円以下の罰金に処する。

第二百一条 組合又は中央会が第百八十四条の規定による命令に違反したときは、その組合又は中央会の役員は、一万円以下の罰金に処する。

第二百二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第百九十七條又は第百九十九條の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、この法人又は人に対して各本條の刑を科

する。

第二百三十三條 次の場合には、共済協同組合又は第二十一条第一項第四号の事業を行なう協同組合連合会の役員又は清算人は、十万円以下の過料に処する。

一 第一百二十二条の規定に違反して事業方法書、普通共済約款若しくは再共済約款、共済掛金算出方法書若しくは再共済料算出方法書又は責任準備金算出方法書を定めた事項を変更したとき。

二 第一百二十四条の規定に違反して組合の事業を譲渡したとき。

三 第一百十五條の規定に違反したとき。

四 第一百十六條第五項又は第六項の規定に違反して責任準備金又は支払準備金を積み立てなかつたとき。

五 第一百二十七條の規定に違反して組合の財産を処分したとき。

六 第一百八十八條において準用する保険業法第八條の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同法第九條、第十條第二項若しくは第十二條の規定による命令に違反したとき。

第二百四十四條 次の場合には、組合又は中央会の発起人、役員又は清算人に、一万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基づいて組合又は中央会が行なうことができる事業以外の事業を行なつたとき。

二 第六條第一項の規定に基づく政令で定める登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。

三 第二十五條（第三十五條第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

四 第二十一条第二項又は第三項の規定に違反したとき。

五 第六十二條又は第六十六條第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

六 第六十七條第二項（第六十七條第三項に

おいて準用する場合を含む。）、第九十五條第四項又は第九十九條第四項の規定に違反したとき。

七 第七十五條第六項、第八十八條、第九十九條第二項若しくは第九十九條第四項において準用する商法第二百四十四條、第九十六條若しくは第九十八條において準用する商法第二百六十條ノ三、第二百二十八條において準用する商法第四百十九條又は第六百六十四條の規定に違反して議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

八 第八十條（第五十一條において準用する場合を含む。）、第八十五條（第五十七條において準用する場合を含む。）、第二百二十條第二項又は第六十二條第二項の規定に違反したとき。

九 第八十四條第六項（第五十七條において準用する場合を含む。）、第九十九條第六項、第九十九條第七項（第九十九條第七項において準用する場合を含む。）、第二百二十八條、第二百五十七條又は第六百六十七條において準用する場合を含む。）、又は第二項（第九十九條第六項において準用する場合を含む。）、の規定に違反したとき。

十 第九十二條又は第九十三條（以上の各規定を第九十八條、第九十九條又は第六百六十七條において準用する場合を含む。）、の規定に違反して書類を備えておかず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

十一 第九十四條（第九十八條において準用する場合を含む。）、又は第九十六條において準用する商法第二百七十四條第一項の規定に違反して正当な理由がないのに帳簿及び書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。

十三 第九十六條において準用する商法第二百七十四條第二項又は第二百二十八條において準

用する商法第四百十九條第一項の規定による調査を妨げたとき。

十四 第一百零二條又は第五百五十九條第一項の規定に違反したとき。

十五 第一百零二條第二項（第十三條第四項又は第五百五十九條第二項において準用する場合を含む。）、第二百二十八條において準用する商法第四百二十一条第一項又は第六百六十七條において準用する民法第七十九條第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十六 第一百零二條若しくは第五百五十九條の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第五百五十九條第四項若しくは第五百六十一條第二項において準用する第五百零二條若しくは第五百零三條の規定に違反して組合の事業の全部の譲渡若しくは合併をしたとき。

十七 第一百零六條第一項から第四項まで又は第一百七十七條の規定に違反したとき。

十八 第一百九十九條の規定に違反して組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

十九 第二百二十八條において準用する商法第三百一十一條又は第六百六十五條の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

二十 第二百二十八條において準用する商法第四百二十一条第一項の間隔を不当に定めたとき。

二十一 第二百二十八條において準用する商法第四百二十三條の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

二十二 第一百八十八條の規定に違反して書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

二十三 第一百八十一條又は第六百八十二條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第二百五十五條 不正の競争の目的で、登記された組合の名称と同一又は類似の名称を使用した者は、一万円以下の過料に処する。第七條第三項において準用する商法第二十一条第一項の規定

に違反した者も、同様とする。

第二百六十六條 第三百三十九條第二項の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処する。

第二百七十七條 第七十六條において私的独占禁止法第四十條及び第四十六條の規定を準用する場合の違反については、同法第九十四條及び第九十四條の二の規定を準用する。

附則

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

（中小企業等協同組合法等の廃止）
2 次に掲げる法律は、廃止する。
一 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）
二 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（昭和三十三年法律第六十二号）
三 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十三年法律第八十五号）
四 商店街振興組合法（昭和三十七年法律第四十一号）

（関係法律の整理等）
3 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な事項及び関係法律の整理に関しては、別に法律で定める。

（本条施行に要する経費）
本条施行に要する経費としては、平年度約一千万円の見込みである。

三月十一日日本委員会に左の案件を付託された。
一、体温計販売業の登録制を薬局、薬店に限り除外する等の請願（第九一六号）
第九一六号 昭和四十一年二月二十五日受理

体温計販売業の登録制を薬局、薬店に限り除外する等の請願
請願者 宮崎市橋通六ノ五宮崎県薬剤師会
会長 三浦久外一名

紹介議員 豊田 雅孝君
この諸願の趣旨は、第八七九号と同じである。

三月十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案

機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案

機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律

機械工業振興臨時措置法（昭和三十一年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「（以下「特定機械工業」といふ。）を削り、第二号を第三号とし、同項第一号中「（電子機器を除く。以下次号において同じ。）及び（部品の半製品を含む。以下同じ。）を削り、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 機械器具（電子機器を除く。以下この項において同じ。）又はその部品（部品の半製品を含む。以下同じ。）のうち、生産技術に関する試験研究（試作を含む。以下同じ。）を特に促進する必要があるものであつて、政令で定めるものを製造する事業

第二条第二項中「第一号及び第二号」を「前項第一号の事業にあつては第一号の事項及び必要に応じ第七号の事項、同項第二号及び第三号の事業（以下「特定機械工業」といふ。）にあつては第二号及び第三号」に、「第三号から第六号まで」を「第四号から第七号まで」に改め、第六号を第七号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 生産技術に関する試験研究の内容及びその完成の目標年度

第二条第三項を次のように改める。
3 前項第一号の事項は、第一項第一号の事業と

とに内外の技術水準及び経済事情を勘案し、前項第二号及び第三号の事項は、特定機械工業とに内外の経済事情を勘案して定めるものとする。

第四条中「特定機械工業における」を「機械工業（電子工業を除く。以下同じ。）における技術の著しい進歩又は」に改める。

第十四条中「（電子工業を除く。以下同じ。）」を削る。

附則第二項を次のように改める。

2 この法律は、昭和四十六年三月三十一日限り、その効力を失ふ。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（中小企業信用保険法の一部改正）

2 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「第二条第一項に規定する特定機械工業」を「第二条第一項第二号若しくは第三号に規定する事業」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

3 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第六十六条の二第二項第一号及び第六十六条の六第一項第一号中「第二条第一項に規定する特定機械工業」を「第二条第一項第二号又は第三号に規定する事業」に改める。